

第7期 佐倉市  
高齢者福祉・介護計画



平成30年（2018年）3月

佐 倉 市

## はじめに

わが国は、少子高齢化の更なる進展に伴い、団塊世代が75歳以上となる2025年には、認知症の方や医療が必要となる方がますます増え、医療や介護に対する需要がより一層高まることが予測されています。

佐倉市でも、昨年10月末には、全人口に占める65歳以上の割合が3割を超えましたが、今後、高齢者人口や要支援・要介護認定者数は更に増加していくことが見込まれています。



これらの状況から、地域社会においては、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加とそれに伴う孤立、認知症高齢者の増加、介護家族の負担増、高齢者への虐待、介護職員の人材不足などのさまざまな課題が表面化しています。

「第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画」では、第6期までの基本理念を継承しつつ、それらの課題に対応すべく、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図ることを目標に、生活支援・介護予防の総合的な推進、認知症にやさしい佐倉の推進、介護保険サービスの充実、地域包括支援センターの機能強化、社会参加の機会拡充など、平成30年度からの3年間を計画期間とした各種の高齢者福祉施策、介護保険施策に関する取り組みをまとめています。

市民の皆さま、医療、介護、福祉、保健に携わる関係者の皆さまには、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に伴い、貴重なご意見やご提言をいただきました佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員各位をはじめ、実態調査などによりご協力をいただきました市民及び関係者の皆さまに、厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

佐倉市長 巖 和 雄

# 目 次

## 第1部 総論

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>6</b>
1 計画策定の趣旨 .....	6
2 計画の位置づけ .....	7
3 計画の期間 .....	8
4 計画の策定体制と進行管理 .....	9
(1) 計画の策定体制	
(2) 計画の進行管理	
<b>第2章 計画策定の基本条件</b> .....	<b>11</b>
1 高齢者数などの状況 .....	11
(1) 人口と高齢化率の推移	
(2) 高齢者世帯の推移	
2 介護保険サービスの状況 .....	14
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	
(2) 介護サービスの受給状況	
3 市民等への実態・意向調査 .....	16
(1) 調査の実施概要	
(2) 調査結果・分析	
<b>第3章 計画の基本理念や取り組み</b> .....	<b>26</b>
1 計画の基本的な考え方 .....	26
(1) 基本理念と基本目標	
(2) 施策の体系	
(3) 重点施策	
2 日常生活圏域 .....	31
(1) 日常生活圏域の設定	
(2) 日常生活圏域における高齢者人口等の推移	
3 地域包括支援センター .....	33
(1) 地域包括支援センターの運営体制	
(2) 地域ケア会議	

## 第2部 施策

### 第1章 「生きがい・介護予防」 …… 37

#### ～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

- 1 社会参加の促進と福祉意識の高揚 …… 37
  - (1) 地域活動の振興
  - (2) 敬老事業の推進
  - (3) 福祉に関する学習機会の確保や啓発活動の推進
- 2 生涯学習活動と就労支援 …… 41
  - (1) 生涯学習活動の推進
  - (2) 就労支援
- 3 いきいき健康づくり …… 43
  - (1) 健康づくりの推進
  - (2) スポーツ活動の推進
- 4 介護予防の総合的な推進 …… 45
  - (1) 一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
  - (2) 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
  - (3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

### 第2章 「生活支援・住環境整備」 …… 51

#### ～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

- 1 安心できる在宅福祉サービスの提供 …… 51
  - (1) ひとり暮らし・高齢者世帯を支える在宅福祉サービス
  - (2) 在宅生活における介護者等への負担軽減
  - (3) 見守り支援・もしもの時の支援
- 2 認知症にやさしい佐倉の推進 …… 55
  - (1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発
  - (2) 認知症の人と介護者を支えるネットワーク強化
  - (3) 認知症の人とその家族の視点を重視したやさしい地域づくり
- 3 権利擁護と地域での見守り …… 57
  - (1) 成年後見制度
  - (2) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
  - (3) 高齢者の虐待防止
  - (4) 養護老人ホームへの適切な入所措置
- 4 高齢者が暮らしやすい住環境の整備 …… 59
  - (1) 福祉のまちづくり推進

(2) 安心して利用できる交通基盤の整備

(3) 高齢者が生活しやすい住まいの整備

### 第3章 「医療・介護」 ..... 62

～いつまでも自分らしく生きるために～

- 1 在宅医療・介護の連携と推進 ..... 62
  - (1) 医療・介護連携における課題の把握と対応策の検討
  - (2) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築・推進
  - (3) 地域住民への普及啓発
- 2 介護保険サービスの充実 ..... 64
  - (1) 介護保険サービスの推進
  - (2) 介護保険制度の円滑な運営や給付の適正化
  - (3) 介護サービスの質の向上
  - (4) 介護保険などに関する情報の提供・周知啓発

## 第3部 介護保険サービス量と介護保険料

### 第1章 介護保険サービス見込量 ..... 70

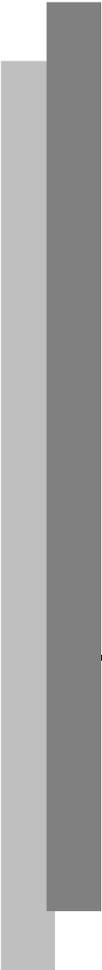
- 1 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計 ..... 70
  - (1) 被保険者数の推計
  - (2) 要支援・要介護認定者数の推計
- 2 サービス見込量 ..... 71
  - (1) 居宅サービス
  - (2) 地域密着型サービス
  - (3) 施設サービス
  - (4) 居宅介護（介護予防）支援
- 3 施設整備計画 ..... 79

### 第2章 介護保険事業費と介護保険料 ..... 80

- 1 費用負担と財源構成 ..... 80
- 2 事業費の見込み ..... 81
  - (1) サービス別給付費
  - (2) 保険料必要額の算定
- 3 第1号被保険者の介護保険料 ..... 83
  - (1) 保険料の算出
  - (2) 保険料段階設定の考え方

## 資料編

資料 1	計画の根拠法令	87
資料 2	佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱	90
資料 3	佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員名簿	93



# 第1部 総論

---

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

日本の総人口は、平成20年（2008年）をピークに、平成23年（2011年）以降は継続して減少し、平成29年（2017年）9月現在で約1億2,672万人と、本格的な人口減少社会が到来しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、増加の一途をたどり、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は平成29年9月現在27.7%、国立社会保障・人口問題研究所の推計による平成37年（2025年）の高齢化率は30.0%に達すると見込まれています。

佐倉市においても、総人口は、平成16年（2004年）以降は概ね横ばい、平成23年以降は若干減少傾向に転じているなか、高齢者人口は増え続け、平成29年9月末現在の高齢化率は29.9%と全国平均を上回っており、今後もさらに上昇することが見込まれています。

このような状況から、人口減少や少子高齢化に対応した社会の仕組みが求められ、特に、高齢者の尊厳の保持や自立生活の支援のために、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が適切に組み合わせられて提供される「地域包括ケアシステム」を構築、推進することが重要となります。

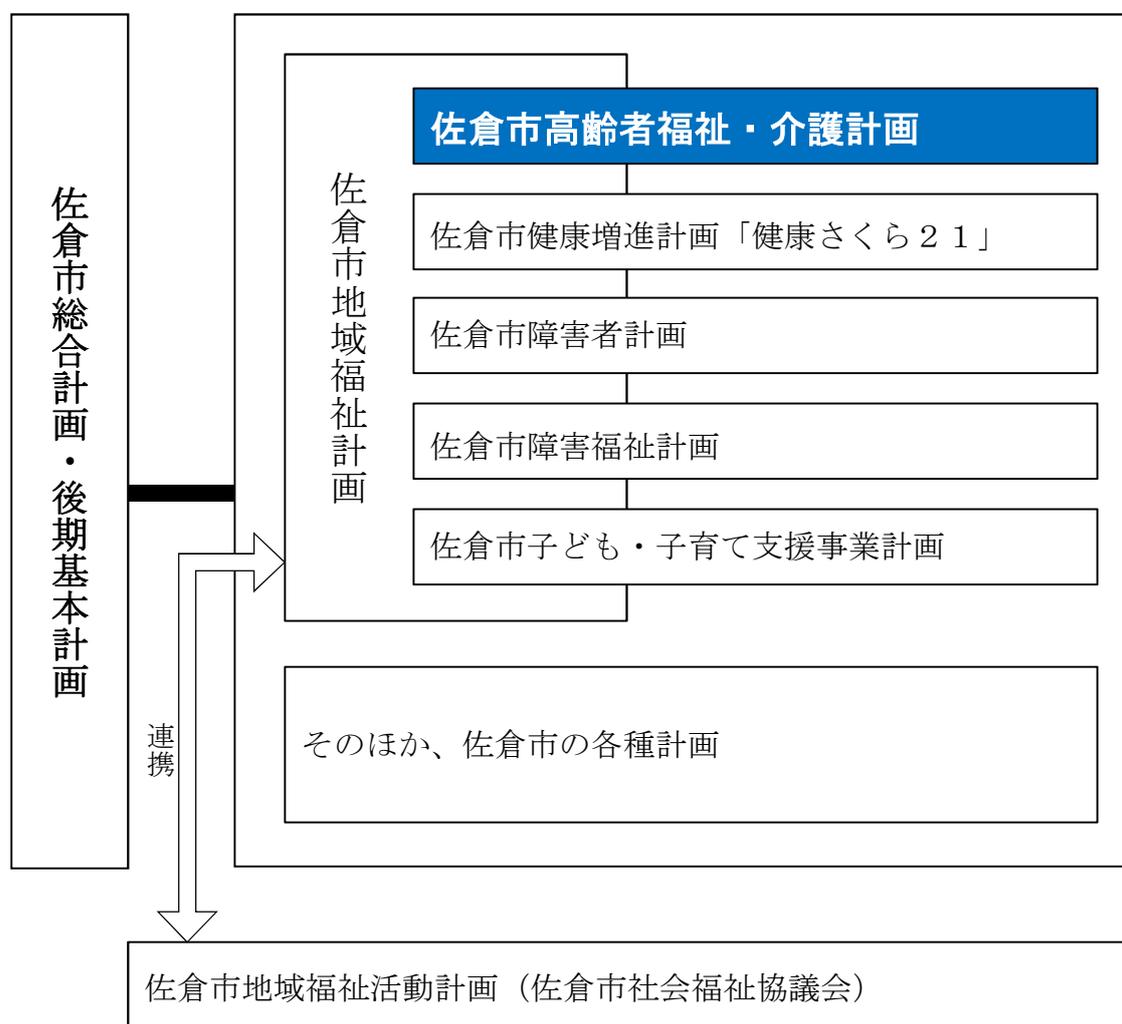
国においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とするかたに適切なサービスが提供されるようにすることなどを目的として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、これにより、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保などの実現に向けた取り組みが進められています。

本計画は、高齢者福祉や介護に関する諸課題を、市民とともに解決し、より多くのかたが暮らしやすいまちを目指す、高齢者のための総合的な計画として、3年を1期として策定するもので、団塊の世代が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者がピークを迎えるものと見込まれている平成37年（2025年）を見据える中で、今後3年間の高齢者福祉、介護施策を取りまとめて策定しています。

## 2 計画の位置づけ

「佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけています。

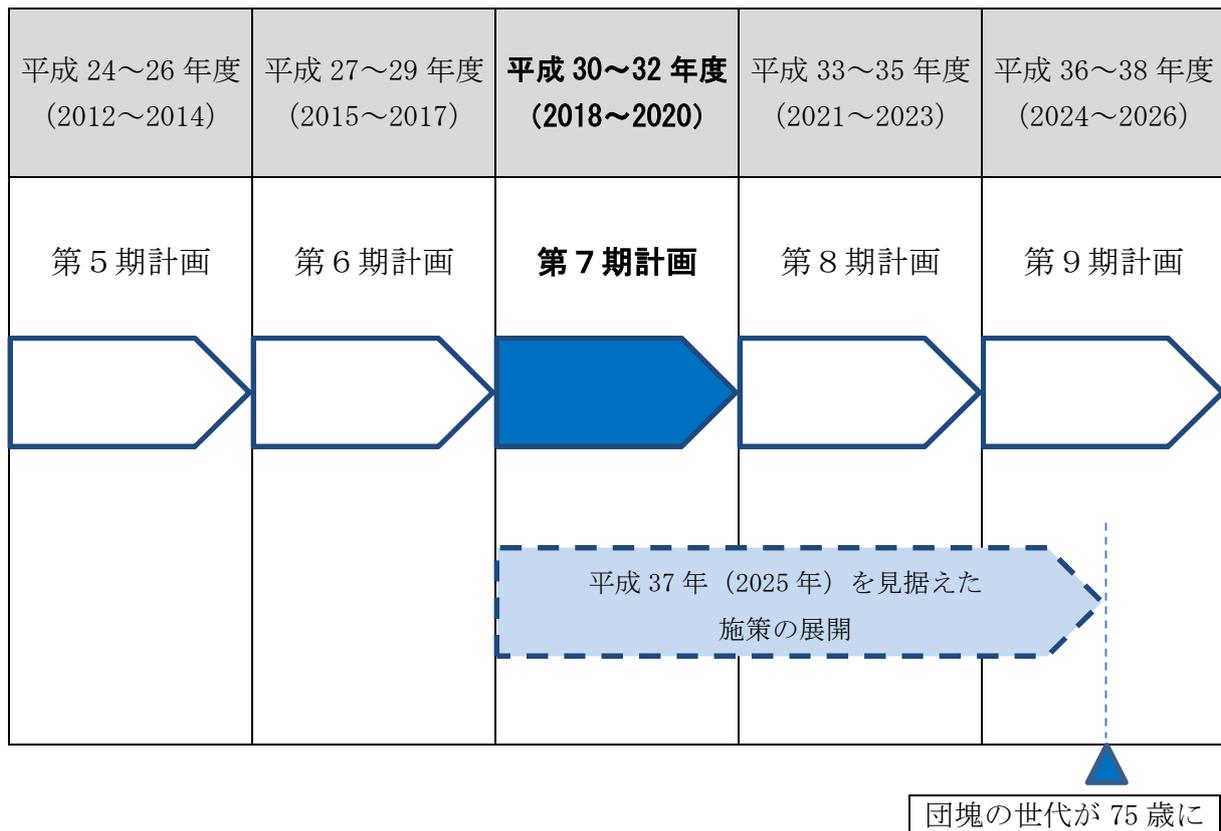
また、高齢者に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的として、「佐倉市総合計画・後期基本計画（平成28～31年度）」を基本に、「佐倉市地域福祉計画」や関連する個別の各計画とも整合を図りながら策定しています。



### 3 計画の期間

第7期計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画の対象期間としています。

さらに、団塊の世代が75歳となる平成37年（2025年）を見据えたうえで、各種施策の展開を図っていくことも求められています。



## 4 計画の策定体制と進行管理

### (1) 計画の策定体制

#### ○高齢者福祉・介護計画推進懇話会

佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業推進のため、効果的な運用を期することを目的に設置された機関で、医療、福祉、介護の各分野の代表と、学識経験者及び公募市民による委員で構成されており、既定計画の進捗状況を確認するとともに、あらたな計画策定に向けた各段階において、方針や目標、施策の内容などについて審議しました。

「平成29年度の開催状況」

◇平成29年6月26日

- (1) 認知症対応型通所介護事業所の指定について
- (2) 第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について
- (3) 計画策定に向けたアンケート調査について
- (4) 佐倉市における高齢者福祉等の状況について

◇平成29年8月21日

- (1) 平成28年度介護保険事業の実績について
- (2) 複合型サービス事業所の指定について
- (3) 第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画の骨子について
- (4) 計画策定に向けた追加調査について

◇平成29年11月17日

- (1) 計画策定に向けた各種調査の結果について
- (2) 第7期高齢者福祉・介護計画（素案）の検討について

◇平成30年1月15日

- (1) 第7期高齢者福祉・介護計画の素案について
- (2) 地域包括支援センターの評価結果について

#### ○市民等への実態・意向調査

現在の状況や求めているニーズ、今後の課題などについて把握するため、市民や介護保険サービス事業所などに対して、各種の実態や意向調査を実施し、それらの結果を分析、整理したうえで、今後の施策に反映すべく、計画の内容について検討しました。

#### ○庁内担当職員間の協議検討

高齢者福祉課内の担当職員間により、今後の施策内容やそれを踏まえた計画の原案作成について検討したのち、関係する各課とも調整を図り、計画の内容全体の協議、検討を進めました。

#### ○パブリックコメント

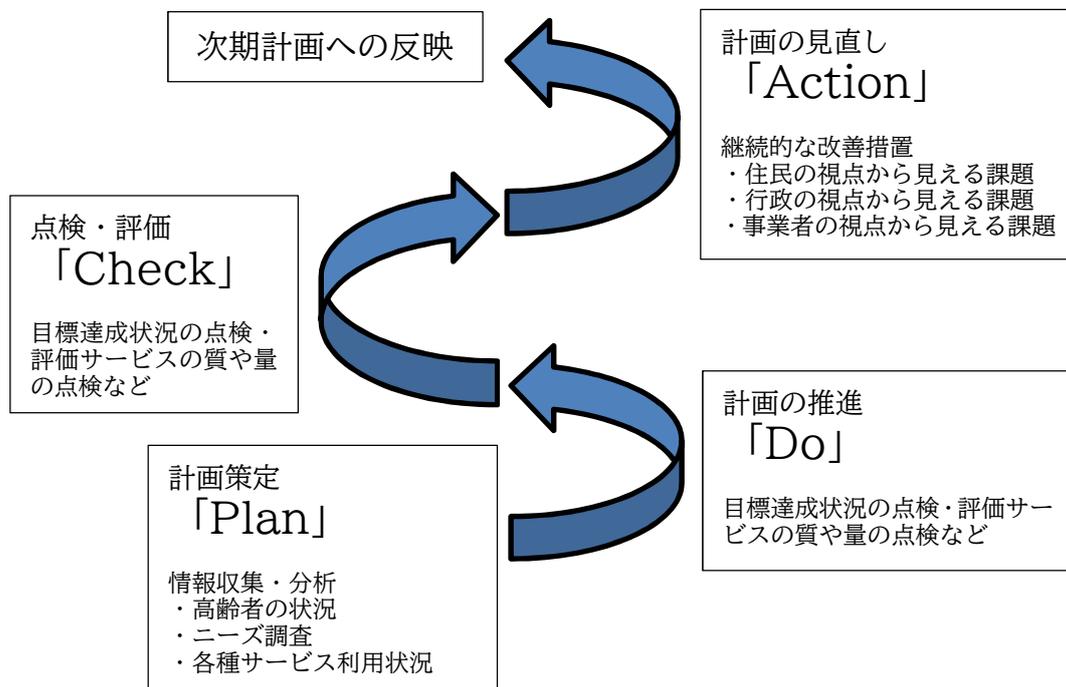
計画案について、ホームページ等で公表し、市民からの意見を募り、提出された意見に対する市の考え方を公表しました。

## (2) 計画の進行管理

この計画の円滑で確実な実施を図るとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの質と量を維持し、高齢者がより使いやすいサービスをめざしていくため、計画の進行状況を把握、点検します。

また、施策の進捗状況の点検結果等の評価をおこなうとともに、サービスの必要量や供給量、質などの現状把握に努めます。

なお、第7期計画の進行管理、点検、評価については、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会が主体となって実施します。



### 「住民からの視点」

項目：計画全般や各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など

手段：アンケート調査、各種相談事業など

### 「行政からの視点」

項目：計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など

手段：月次統計など

### 「事業者からの視点」

項目：サービスの利用動向、地域との連携状況など

手段：アンケート調査など

## 第2章 計画策定の基本条件

### 1 高齢者数などの状況

#### (1) 人口と高齢化率の推移

本市の人口は、平成29年9月末現在176,300人であり、今後は若干の減少傾向が続くことが予想されています。これに対して、65歳以上の高齢者人口は、引き続き増加が続き、平成37年には全人口の3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みです。

高齢者のうち、65歳～74歳の前期高齢者人口は、この数年をピークに今後は減少する一方、75歳以上の後期高齢者人口は、今後さらに増え続け、平成37年には全人口の5人に1人の割合となることが見込まれています。

「人口の推移」

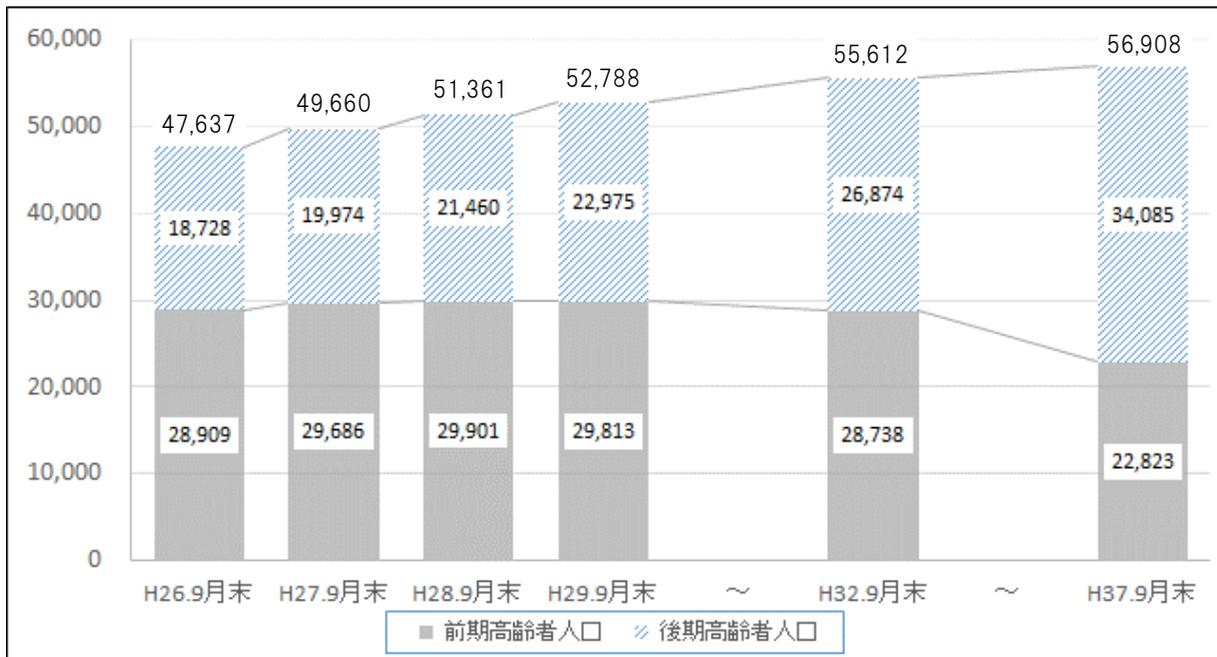
〔単位：人〕

区分	実績				推計	
	(第5期)	(第6期)			(第7期)	(第9期)
	平成26年 9月末	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末	平成32年 9月末	平成37年 9月末
全人口	177,618	177,112	176,836	176,300	174,492	168,933
40歳未満	68,175	66,379	65,139	63,778	60,007	54,023
40～64歳	61,806	61,073	60,336	59,734	58,873	58,002
65歳以上 (全人口に占める割合)	47,637 (26.8%)	49,660 (28.0%)	51,361 (29.0%)	52,788 (29.9%)	55,612 (31.9%)	56,908 (33.7%)
65～74歳 (全人口に占める割合)	28,909 (16.3%)	29,686 (16.8%)	29,901 (16.9%)	29,813 (16.9%)	28,738 (16.5%)	22,823 (13.5%)
75歳以上 (全人口に占める割合)	18,728 (10.5%)	19,974 (11.3%)	21,460 (12.1%)	22,975 (13.0%)	26,874 (15.4%)	34,085 (20.2%)

※ 平成26～29年は住民基本台帳人口（外国人含む）の実績。平成32年と37年は「佐倉市人口推計（平成26年11月）」を参考に推計。

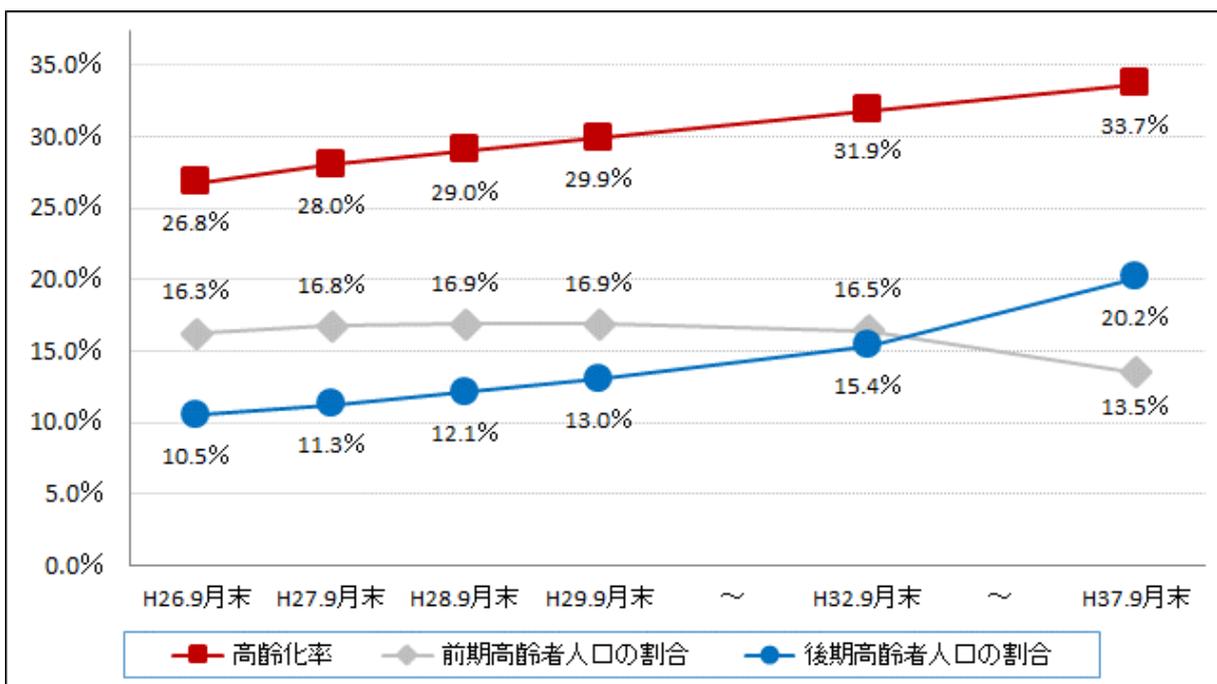
「前期高齢者人口と後期高齢者人口の割合推移」

〔単位：人〕



全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は、平成29年9月末現在の29.9%から、3年後の平成32年には31.9%に上昇、平成37年には33.7%と全人口の3分の1を超える割合となることが見込まれています。また、全人口に占める75歳以上の後期高齢者人口の割合も、平成29年の13.0%から、平成32年には15.4%、平成37年には20.2%まで上昇することが推計されています。

「高齢化率の推移」

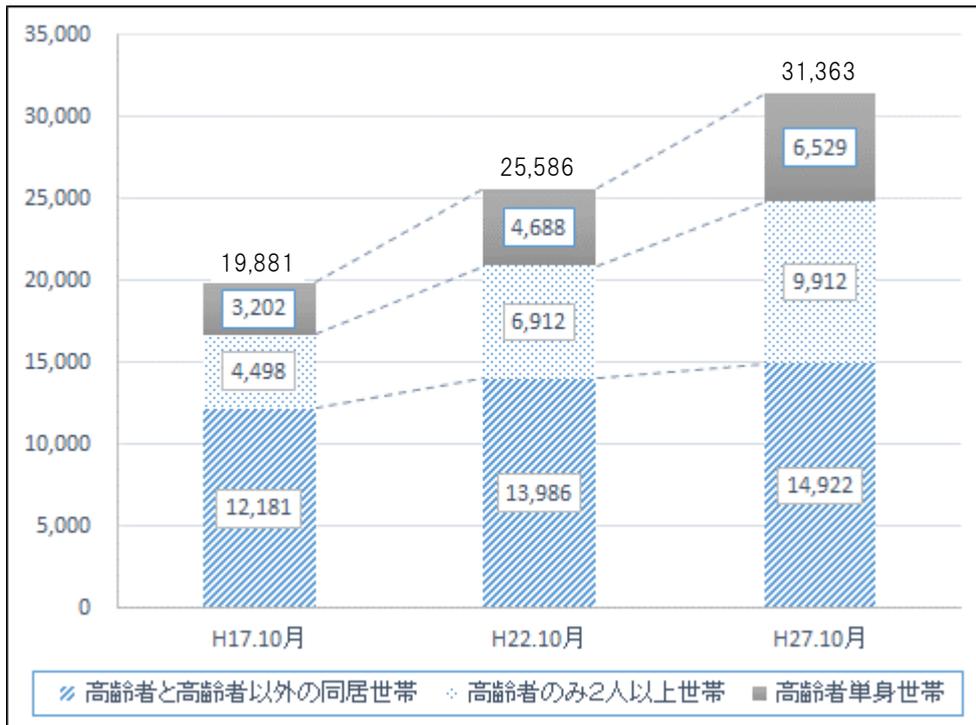


## (2) 高齢者世帯の推移

5年に1回実施される国勢調査の結果に基づく、高齢者世帯の状況については、平成27年10月現在で、高齢者単身世帯が6,529世帯、高齢者のみ2人以上世帯が9,912世帯となっており、どちらの世帯も10年前の平成17年と比較して2倍以上に増加しています。

「高齢者世帯の推移（国勢調査から）」

〔単位：世帯〕



## 2 介護保険サービスの状況

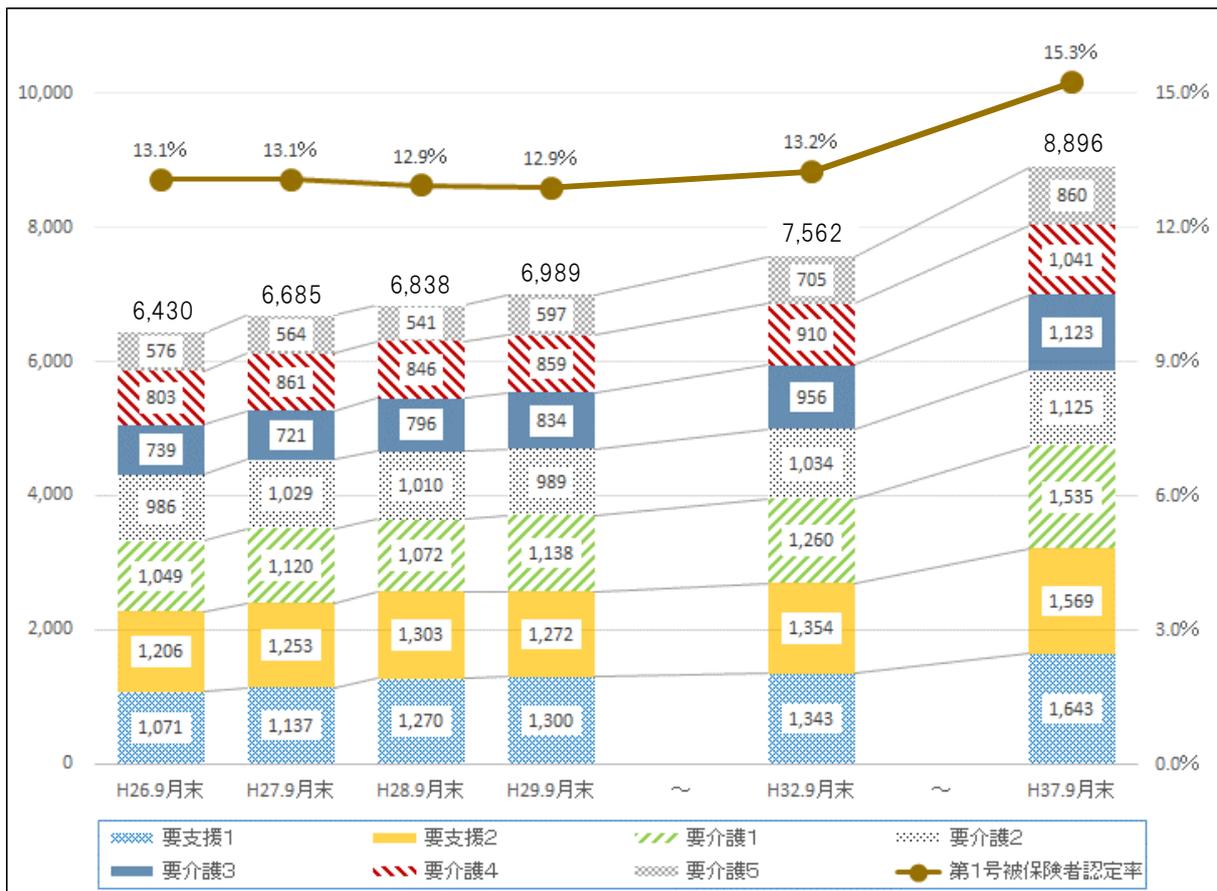
### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

平成29年9月末現在、要支援・要介護認定を受けているかたは6,989人で、このうち65歳以上の第1号被保険者は6,801人です。同月末現在の65歳以上人口が52,788人であるため、65歳以上の高齢者のうち約13%のかたが、要支援・要介護認定を受けていることになります。現在の状況から推計すると、3年後には、認定者数が7,500人を超えることが見込まれています。

なお、平成29年9月末時点の要支援・要介護認定者の介護度別の内訳は、要支援1と要支援2のかたが全体の約37%、要支援1・2と要介護1で全体の半数以上となります。一方、特別養護老人ホームへの入所申し込みが原則可能となる要介護3以上のかたは、2,290人と全体のおよそ3分の1を占めています。

「要支援・要介護認定者数等の推移」

[単位：人]



※平成26～29年は介護保険事業状況報告（9月分）から引用。平成32年と37年は厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システムを参考に活用して独自に推計。

## (2) 介護サービスの受給状況

平成29年9月末現在、居宅介護（介護予防）サービスを受けているかたは4,347人で、要支援・要介護認定者全体の62.2%に達しており、特に、要介護1と要介護2のかたでは4分の3以上のかたが受給されています。また、地域密着型（介護予防）サービスを受けているかたは746人で、認定者全体の10.7%が受給されています。

施設介護サービスを受けているかたは1,055人で、認定者全体の15.1%ですが、要介護3以上のかたはいずれも全体の3割を超えるかたが受給されており、要介護5のかたは42.7%と、介護度が重くなるほどサービスを受給している割合が高くなっています。

「介護（予防）サービス受給状況（平成29年9月末現在）」

〔単位：人〕

区分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
居宅介護 （介護予防）サービス	受給者①	673	870	878	774	505	424	223	4,347	
	(①/⑧)	(51.8%)	(68.4%)	(77.2%)	(78.3%)	(60.6%)	(49.4%)	(37.4%)	(62.2%)	
地域密着型 （介護予防）サービス	受給者②	0	2	271	169	135	107	62	746	
	(②/⑧)	(0.0%)	(0.2%)	(23.8%)	(17.1%)	(16.2%)	(12.5%)	(10.4%)	(10.7%)	
施設介護 サービス	介護老人 福祉施設	受給者③	0	0	19	62	172	224	188	665
	(③/⑧)	(0.0%)	(0.0%)	(1.7%)	(6.3%)	(20.6%)	(26.1%)	(31.5%)	(9.5%)	
	介護老人 保健施設	受給者④	0	0	50	74	88	109	64	385
	(④/⑧)	(0.0%)	(0.0%)	(4.4%)	(7.5%)	(10.6%)	(12.7%)	(10.7%)	(5.5%)	
	介護療養型 医療施設	受給者⑤	0	0	0	0	0	2	3	5
	(⑤/⑧)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.5%)	(0.1%)	
	小計	受給者⑥	0	0	69	136	260	335	255	1,055
	(⑥/⑧)	(0.0%)	(0.0%)	(6.1%)	(13.8%)	(31.2%)	(39.0%)	(42.7%)	(15.1%)	
要支援・要介護認定者⑧		1,300	1,272	1,138	989	834	859	597	6,989	

## 3 市民等への実態・意向調査

---

### (1) 調査の実施概要

市では、第7期計画策定（第6期計画の見直し）のための基礎資料とすることを目的として、市民や介護保険サービス事業所などを対象に、現在の状況や制度に対するご意見などを伺う調査を実施しました。

#### 「調査名、対象、対象期間、配布及び回収状況等一覧」

##### ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

対象：要介護1から5までの要介護認定を受けていない65歳以上の市民

調査期間：平成29年7月11日～7月31日

配布数：3,500、有効回収数：2,311（回収率：66.0%）

##### イ 在宅介護実態調査

対象：在宅生活の要支援・要介護者で、期間中に更新や区分変更で認定調査を受けた市民  
（認定調査員による聞き取り調査と郵送による調査の2つの手法にて）

調査期間：平成29年1月4日～7月31日

配布数：1,083、有効回収数：687（回収率：63.4%）

##### ウ 第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画に係る事業参入意向調査

対象：市内の介護保険サービス事業所

調査期間：平成29年9月19日～10月18日（※以下の④～⑦も同期間）

配布数：164、有効回収数：11（参入意向がある事業所のみ回答）

##### エ 佐倉市介護人材の確保・定着に関する実態調査

対象：市内の介護保険サービス事業所

配布数：164、有効回収数：82（回収率：50.0%）

##### オ 佐倉市介護労働者の実態及び意識調査

対象：市内の介護保険サービス事業所に就労している、主任又はリーダー職以上の職員  
（実務経験5年程度以上、164人）、一般職員（実務経験5年程度未満、164人）

配布数：328、有効回収数：162（回収率：49.4%）

##### カ 介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）

対象：市内に在住し、介護認定を受けているサービス未利用者

配布数：719、有効回収数：441（回収率：61.3%）

##### キ 介護サービス利用意向調査（特別養護老人ホーム入所希望者）

対象：市内に在住し、特別養護老人ホームに入所希望している者

配布数：290、有効回収数：118（回収率：40.7%）

##### ク 特別養護老人ホーム転床希望調査

対象：併設型の短期入所生活介護を運営している市内の特別養護老人ホーム

調査期間：平成29年9月11日～10月10日

配布数：6、有効回収数：6（回収率：100.0%）

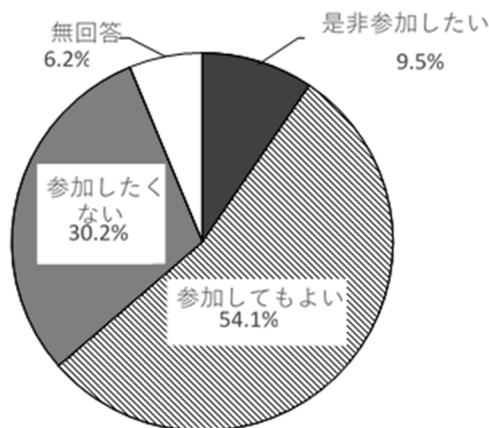
## (2) 調査結果・分析

各種の調査結果から、以下のような点が明らかになりました。

### ①地域住民による健康づくりや趣味の活動への参加意向（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

多くの高齢者が、地域住民主体の健康づくりや趣味の活動に参加の意向をお持ちであることがわかりました。高齢者が要介護状態になることを予防するため、このような地域の活動において、介護予防活動の普及、啓発を継続しておこなう必要があります。

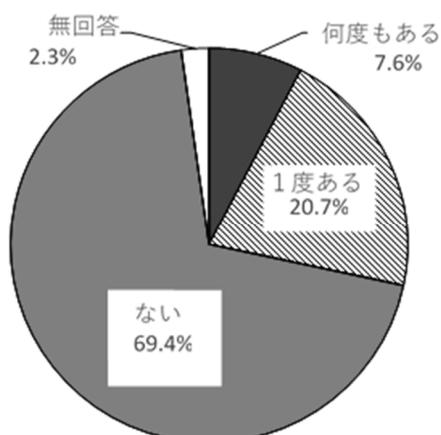
「地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加希望がある高齢者の割合」



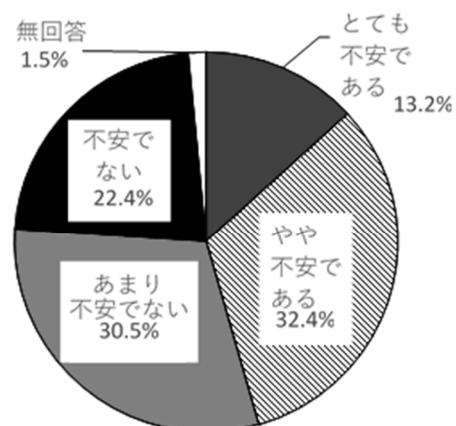
### ②高齢者の転倒・骨折防止対策（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

介護に至る原因ともなる転倒・骨折を防ぐために、介護予防活動の普及、啓発を継続して実施するとともに、良好な住環境の推進を図る必要があります。

「過去1年間に転んだ経験があるか」



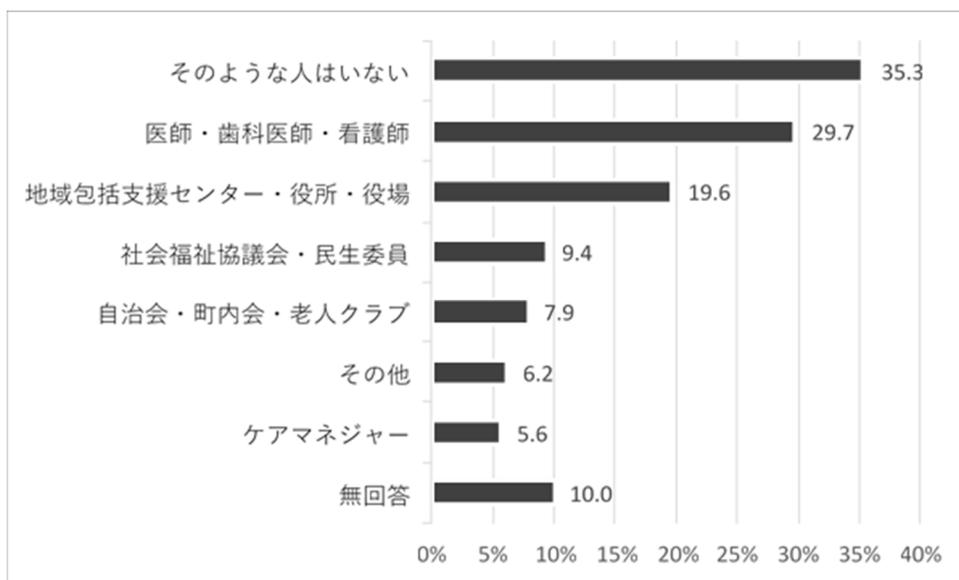
「転倒に対する不安」



### ③地域包括支援センターの認知度向上（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手として、「そのような人はいない」という回答の割合は35.3%でした。高齢者単身世帯や高齢者のみ2人以上世帯が増加するなかで、身近な相談先として認知されるよう地域包括支援センターの認知度向上や機能強化を図る必要があります。

「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」

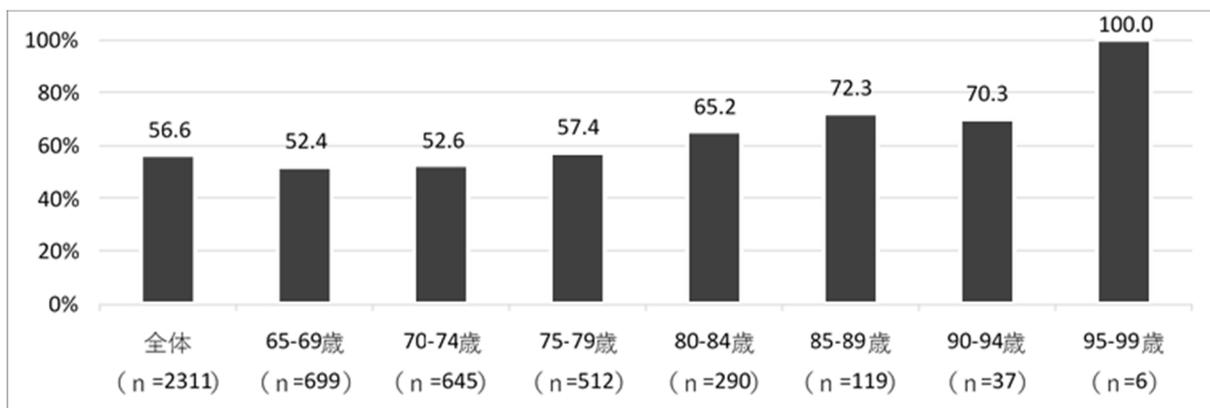


### ④認知症予防（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

認知症機能の低下の状況を見ると、どの年齢階層を見ても割合が高い状況です。認知症予防を進め、認知症になっても住み慣れた地域で生活していけるよう、周囲の正しい理解の促進や、認知症高齢者を支える体制づくりが求められます。

「認知症リスク該当者：年齢別」

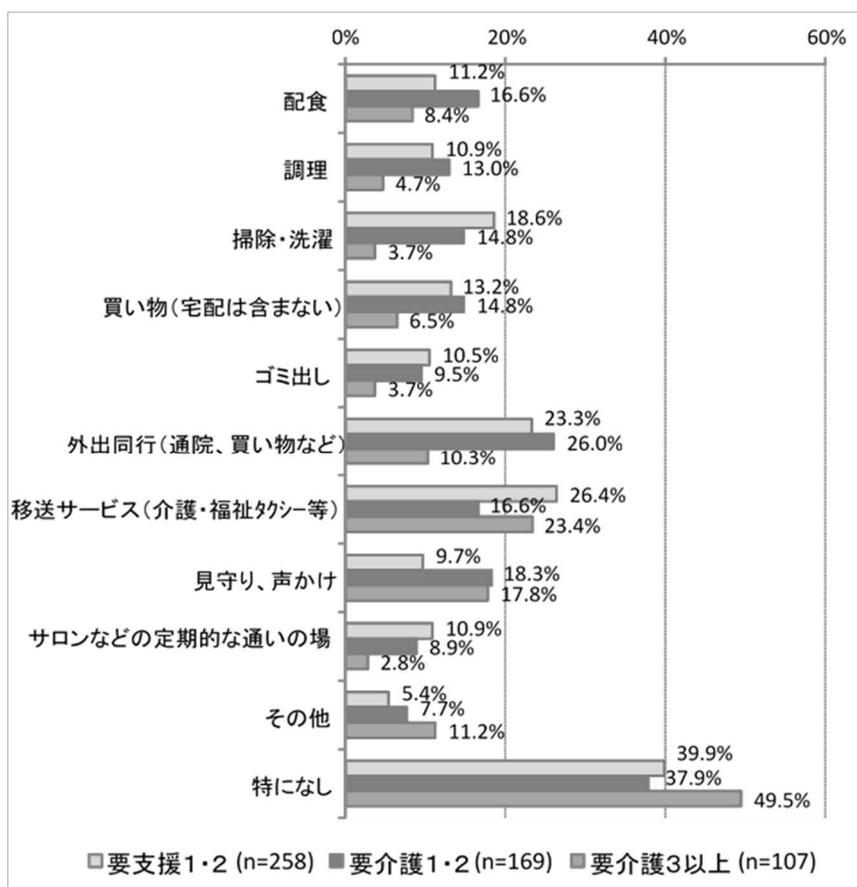
※「物忘れが多いと感じますか（→はい）」、「自分で電話番号を調べて、電話を掛けることをしていますか（→いいえ）」「今日が何月何日かわからない時がありますか（→はい）」の設問で、いずれか1つでも該当する選択肢が回答された割合



### ⑤在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（在宅介護実態調査）

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、「移送サービス」、「外出同行」、「見守り、声かけ」のニーズが高くなっています。介護保険サービスのほか、介護保険外の支援・サービスも組み合わせながら、ニーズに対応可能な体制の整備が必要となります。

「要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」

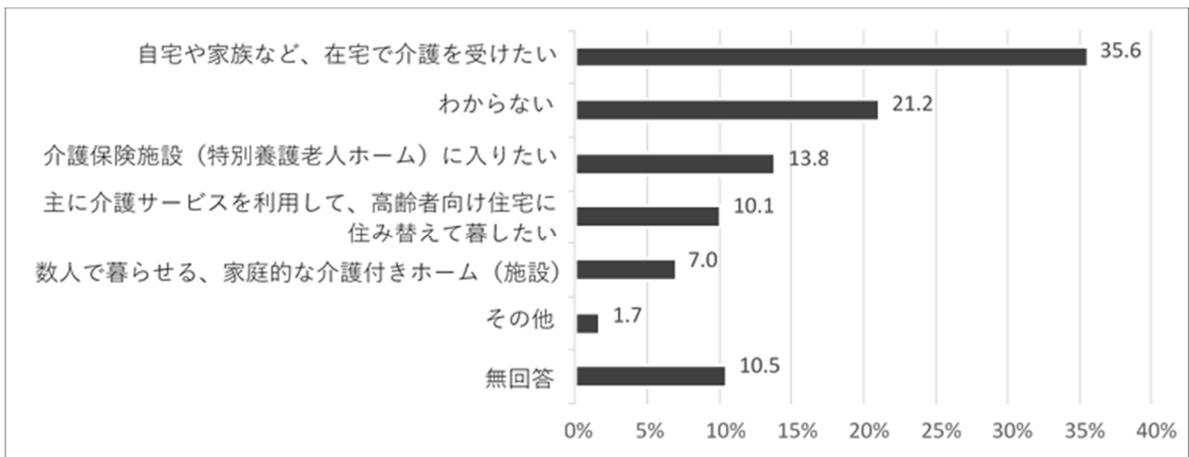


### ⑥介護が必要になった場合の住まい（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

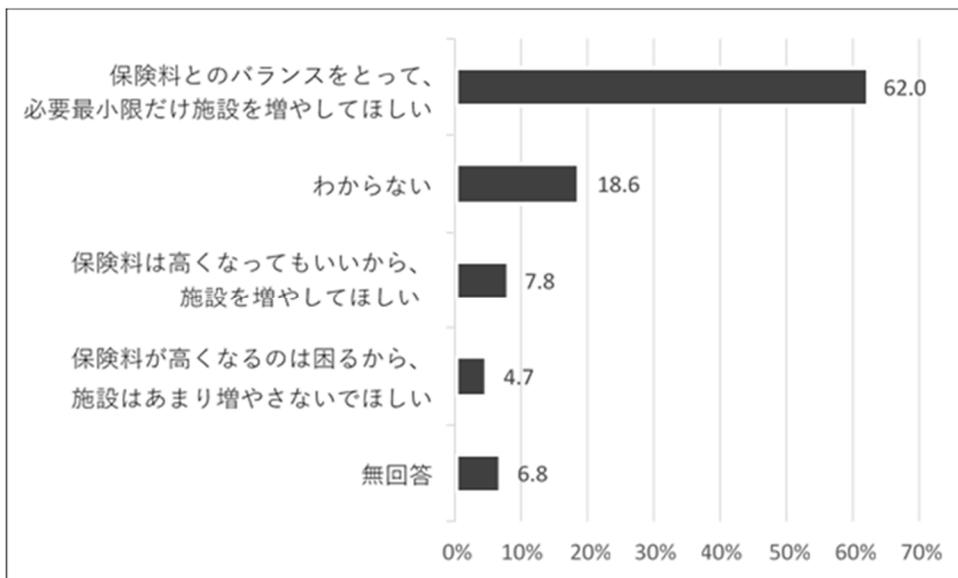
介護が必要になった場合に介護を受けたい場所としては、在宅で介護を受けたいと回答した割合が35.6%と最も多く、介護保険施設（特別養護老人ホーム）に入りたいという回答の割合は13.8%です。

これらのニーズを踏まえて、介護保険料とのバランスを考慮しながら必要な介護保険施設の整備を図る必要があります。

## 「介護が必要になった場合、どこで介護を受けたいか」



## 「介護保険料負担と介護保険サービスについて」

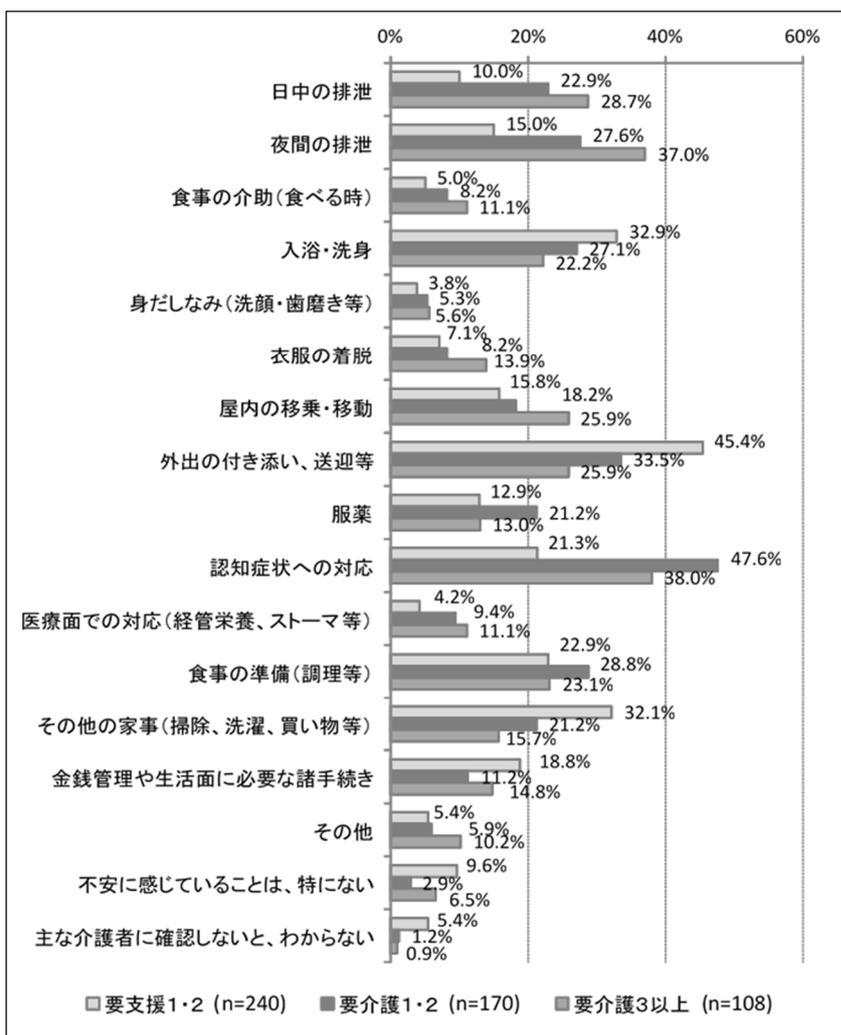


## ⑦要介護者の主な介護者が不安に感じている介護（在宅介護実態調査）

現在の生活を継続していくにあたって、要介護3以上の介護者が特に不安に感じている介護内容は、「認知症状への対応」が38.0%、「夜間の排泄」が37.0%、「日中の排泄」が28.7%ということがわかりました。

在宅生活の継続を支援するため、認知症施策の推進や各種地域密着型サービスの整備、在宅医療・介護連携の強化等が求められます。

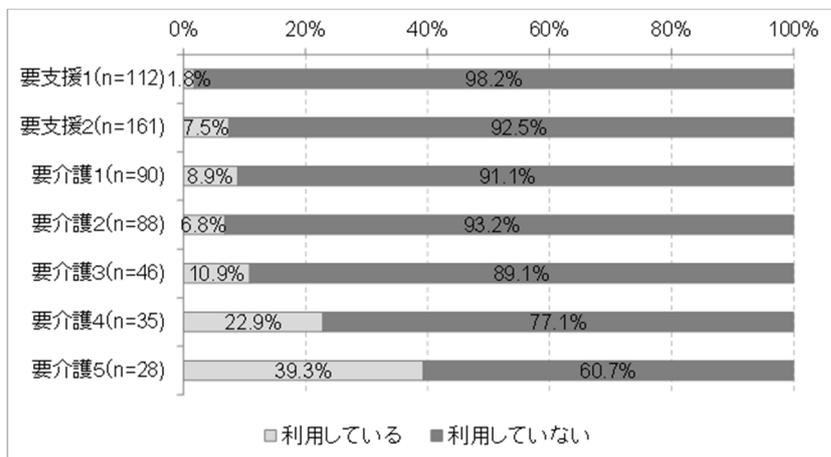
「要介護度別・介護者が不安に感じる介護」



⑧医療ニーズの高い在宅療養者を支えるサービスの提供体制（在宅介護実態調査）

介護度の重度化に伴い訪問診療の利用割合が増加していることから、医療と介護の両方のニーズを持つ在宅療養者に対するサービス提供体制の確保が必要です。

「要介護度別・訪問診療の利用割合」



### ⑨介護人材について（佐倉市介護人材の確保・定着に関する実態調査）

介護職員の不足状況については、「不足している」、「不足していないが余裕はない」という回答が86.6%でした。

確保・定着に苦慮している職種は介護職員（42.7%）、看護師（20.7%）、ホームヘルパー（18.3%）でした。

職員の定着・退職防止のために効果のあった取り組みの主なものとして、個人の希望に配慮した職員配置・労働時間（51.2%）、休暇を取りやすい体制づくり（29.3%）、定期昇給実施による職員の生活安定化、モチベーションアップ(25.6%)が挙げられています。

市に望むこととして、介護現場のイメージを上げる取り組み、有資格者確保のため研修を実施、合同就職説明会の実施、というような回答がありました。

#### 「介護職員の不足状況」

	回答数	構成比
(1) 不足している	36	43.9%
(2) 不足していないが余裕はない	35	42.7%
(3) 余裕がある	5	6.1%
無回答	6	7.3%
計	82	100.0%

#### 「人材確保及び定着に苦慮している職種（複数回答）」

	確保に苦労		定着に苦労	
	回答数	構成比	回答数	構成比
(1) 介護職員	35	42.7%	5	6.1%
(2) ホームヘルパー	15	18.3%	1	1.2%
(3) サービス提供責任者	7	8.5%	1	1.2%
(4) 看護師	17	20.7%	1	1.2%
(5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5	6.1%	0	0.0%
(6) 相談員	8	9.8%	1	1.2%
(7) 介護支援専門員	11	13.4%	1	1.2%
(8) 主任介護支援専門員	7	8.5%	0	0.0%
(9) 社会福祉士	2	2.4%	1	1.2%
(10) 保健師	0	0.0%	0	0.0%
(11) 福祉用具専門相談員	1	1.2%	0	0.0%
(12) その他	2	2.4%	0	0.0%
無回答	18	22.0%	75	91.5%
計	128	156.1%	86	104.9%

※構成比は回答者数82件を100%とする。

## 「職員の定着・退職防止のために、取り組んでいること、効果のあったもの（複数回答）」

	取り組んでいる		効果のあったもの	
	回答数	構成比	回答数	構成比
(1) 採用時に業務内容・就労条件について詳細に説明する	63	76.8%	14	17.1%
(2) 個人の希望に配慮した職員配置・労働時間（シフト）	62	75.6%	42	51.2%
(3) 定期昇給実施による職員の生活の安定化、モチベーションアップ	40	48.8%	21	25.6%
(4) 人事考課制度の導入	33	40.2%	2	2.4%
(5) 変形労働制の導入	27	32.9%	3	3.7%
(6) 上司による個別面談や相談態勢の充実	46	56.1%	14	17.1%
(7) 先輩職員による担当指導制度やフォロー態勢	42	51.2%	15	18.3%
(8) 職場内の仲間づくり活動の推進	30	36.6%	5	6.1%
(9) 体系的な教育・研修の充実	48	58.5%	11	13.4%
(10) メンタルヘルスケアを含む健康管理体制充実	32	39.0%	1	1.2%
(11) 育休・産休・介護休暇の取得促進	27	32.9%	6	7.3%
(12) 休暇を取りやすい体制づくり	47	57.3%	24	29.3%
(13) その他	2	2.4%	2	2.4%
無回答	5	6.1%	23	28.0%
計	504	614.6%	183	223.2%

※構成比は回答者数 82 件を 100%とする。

## ⑩特別養護老人ホームへの入所（介護サービス利用意向調査（特別養護老人ホーム入所希望者））

特別養護老人ホームへの入所時期について、「今すぐ入所したい」という回答が 38.7%、「当面は利用しなくてよいが必要になったときに入所したい」が 28.6%、「半年～1年先に入所したい」が 10.1%と続いています。

特別養護老人ホームの整備にあたっては、「保険料とのバランスをとって、必要最小限だけ施設を増やしてほしい」という回答が 70.6%の割合を占めています。

## 「入所希望時期」

	回答数	構成比
(1) 今すぐ入所したい	46	38.7%
(2) 3か月～半年くらい先に入所したい	10	8.4%
(3) 半年～1年先に入所したい	12	10.1%
(4) 当面は入所しなくてよいが、必要になったときに入所したい	34	28.6%
(5) その他	4	3.4%
無回答	13	10.9%
計	119	100.0%

## 「特別養護老人ホームの整備に関する考え」

	回答数	構成比
(1) 保険料は高くなっていいから、施設を増やしてほしい	14	11.8%
(2) 保険料とのバランスをとって、必要最小限だけ施設を増やしてほしい	84	70.6%
(3) 保険料が高くなるのは困るから、施設はあまり増やさないでほしい	4	3.4%
(4) わからない	12	10.1%
無回答	5	4.2%
計	119	100.0%

※構成比は回答者数 119 件を 100%とする。

### ⑪介護保険サービスを利用していない理由（介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

要介護認定を受けていながら介護保険サービスを利用していない理由は、「サービスを利用しなくても家族の介護で生活できる」という回答が18.6%、「サービスを利用しなくても自分の力で生活できる」が17.2%、「病院に入院していたから」が13.4%と続いています。

このような介護保険サービスを利用していない高齢者や入院中の高齢者に対しても、サービスが必要になった場合に円滑に利用ができるよう引き続き制度の周知を図るとともに、医療・介護の連携を進めることが必要になります。

また、佐倉市は持ち家の比率が高く、さらに現在の住まいが介護に適していないという回答割合が高いこと（58.7%）などから、住宅改修制度の周知についても継続的に必要になると考えられます。

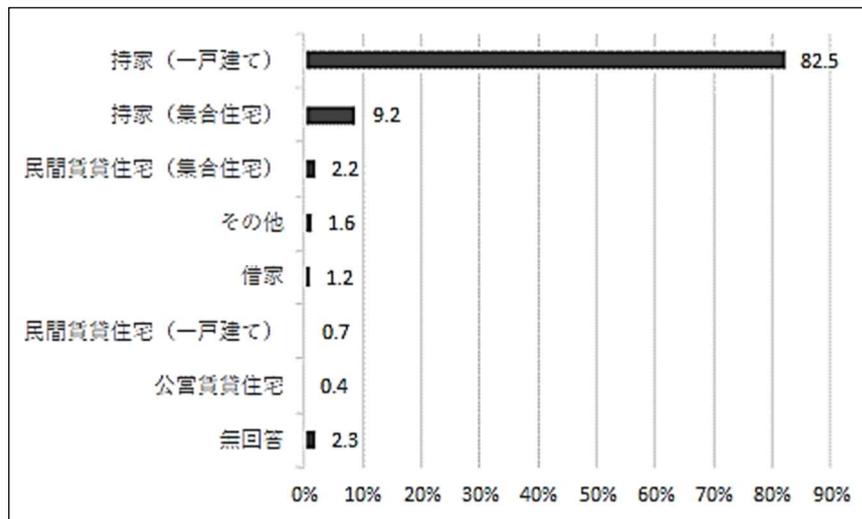
「介護保険サービスを利用していない理由（介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）」

	回答数	構成比
(1) 病院に入院していたから	59	13.4%
(2) 施設サービスの空きを待っているから	1	0.2%
(3) 利用したいサービスを申し込んだところ、空きがないなどの理由で断られた	2	0.5%
(4) サービスを利用しなくても家族の介護で生活できる	82	18.6%
(5) サービスを利用しなくても自分の力で生活できる	76	17.2%
(6) 普段介護をしてくれている人が急病など緊急のときだけサービスを利用したい	26	5.9%
(7) 短期入所サービスのみを利用したい	1	0.2%
(8) 住宅改修費や福祉用具購入費の支給のみを利用したから	8	1.8%
(9) 利用したいと思うサービスがない	16	3.6%
(10) サービス利用手続きなどが複雑で面倒だから	7	1.6%
(11) 要介護者本人が家族・親族以外の介護を好まないから	17	3.9%
(12) 他人を自宅に入れたくないから	10	2.3%
(13) 外出したり、他人とかかわったりしたくないから	8	1.8%
(14) 事業者とのトラブルがあったから	2	0.5%
(15) 利用料の負担が大変だから	13	2.9%
(16) その他	28	6.3%
無回答	85	19.3%
計	441	100.0%

## 「現在の住まい（介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）」

	回答数	構成比
(1) 持ち家の戸建て住宅	367	83.2%
(2) 持ち家の集合住宅	25	5.7%
(3) 民間賃貸アパート	8	1.8%
(4) 民間賃貸マンション	4	0.9%
(5) 民間賃貸の戸建て	4	0.9%
(6) 公営住宅	1	0.2%
(7) サービス付き高齢者向け住宅	4	0.9%
(8) 有料老人ホーム	2	0.5%
(9) その他	13	2.9%
無回答	13	2.9%
計	441	100.0%

## 「現在の住まい（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」



## 「現在の住まいは在宅介護に適していると思うか（介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）」

	回答数	構成比
(1) いいえ	259	58.7%
(2) はい	146	33.1%
無回答	36	8.2%
計	441	100.0%

## 第3章 計画の基本理念や取り組み

### 1 計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念と基本目標

本計画の基本理念は、第1期から第6期までの基本理念を継承し、第7期においても、次のとおりとします。

#### 基本理念

**みんなで支え合い、よろこびが  
生まれる都市・佐倉**

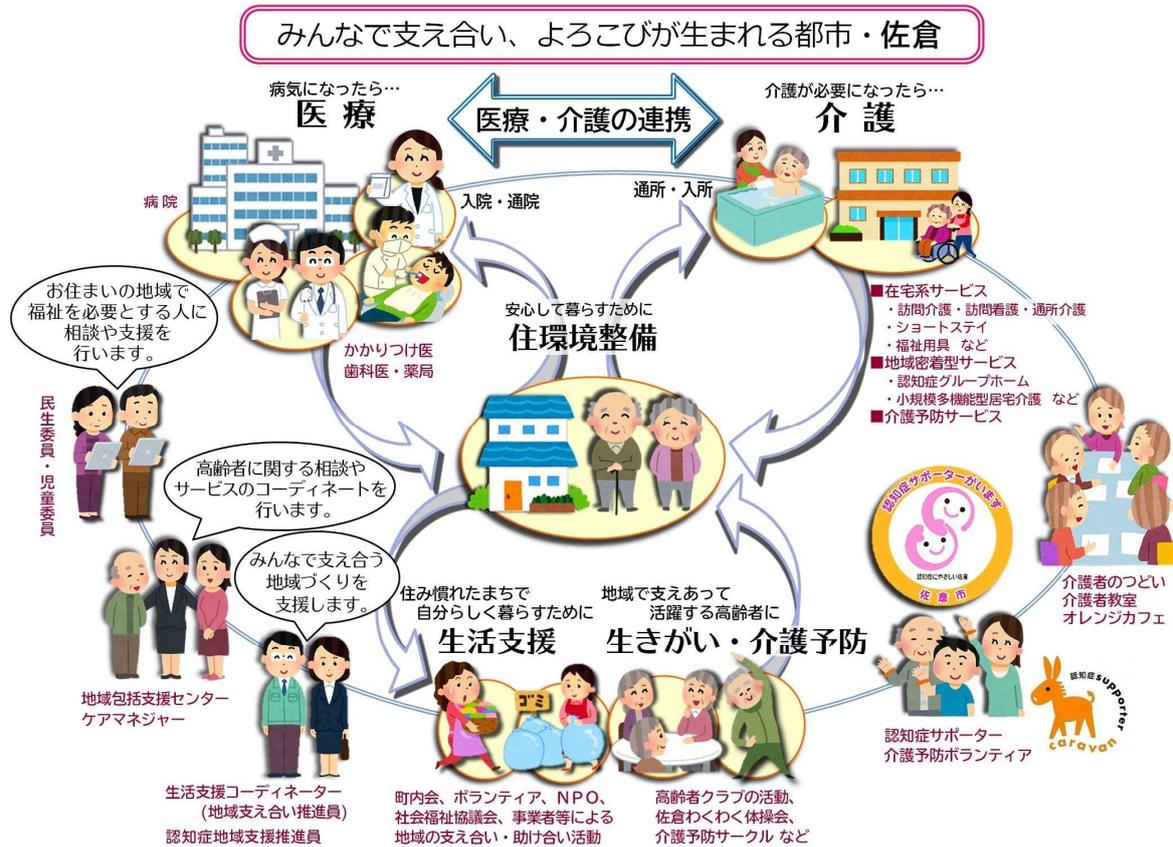
この基本理念は、市民と市民、市民と行政が支え合うことを基本に、市民一人ひとりの生活からまちづくりに至るまでの、佐倉市の総合的な高齢者福祉・介護保険施策を推進する姿勢をあらわすものです。

また、基本理念を踏まえ、みんなで支え合う都市実現のため、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、団塊の世代が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者がピークを迎えるものと見込まれている平成37年（2025年）を見据える中で、次のとおり基本目標を掲げるとともに、施策を推進します。

#### 基本目標

**可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。**

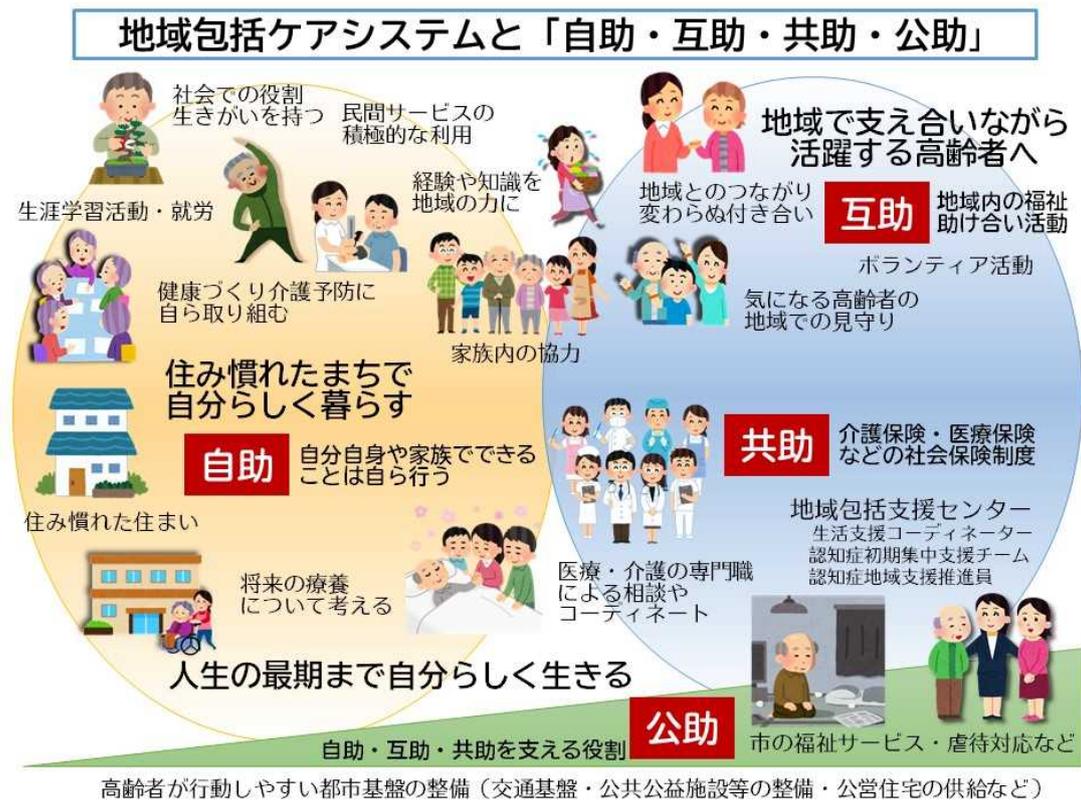
高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるためには、安心して暮らすための住環境を拠点に、生きがい、介護予防、生活支援、医療、介護を包括的に支援やサービス提供できるような体制である「地域包括ケアシステム」の構築・推進・深化が課題となります。



介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援（自立支援）することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止（重度化防止）を理念としています。

この自立支援と重度化防止の取り組みとして、市民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する啓発、介護予防の通いの場の充実、多職種連携による取り組みの推進、地域包括支援センターの機能強化等を進めていきます。

また、単身や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるため、市民一人ひとりが認知症を理解するとともに、地域で見守り助け合う仕組みをつくることも重要です。限りある地域資源の中で、地域包括ケアシステムを効果的に実現していくためには、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本的な視点として、施策を進めていく必要があります。



### ちょこっと解説

#### 「自助」「互助」「共助」「公助」とは？

佐倉市地域福祉計画推進委員会が平成26年2月に市長に提出した「第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」（平成26年1月）では、以下のように定義しています。

「自助」：生活面では自らが主体となり、自ら働き、又は自らの年金収入等により自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するなど、さまざまな場面で、できる限り主体として生きていくこと。

「互助」：当事者の周囲にいる近い人が、自身の発意により手をさしのべることで家族や友人、近隣者が自発的に関わる助け合いのこと。

「共助」：地域や市民レベルでの支え合いや、昔からの助け合いのこと。最近では、ボランティア、NPO法人などによるインフォーマルサポートも該当する。

「公助」：市民の基礎的な生活を支える社会保障制度。生活保護や年金・保険制度など。

このほか、厚生労働省の「地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～」では、共助は、「社会保険のような制度化された相互扶助」とされています。また、「佐倉市地域防災計画」では、共助は、「自分たちの地域は自分たちで守る」とされています。

## (2) 施策の体系

基本理念や基本目標のもと、高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていただけるように、市では高齢者施策を以下の図のような体系で進めていきます。

基本理念	基本目標	施策
<p>みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉</p>	<p>可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。</p>	<p>第1章「生きがい・介護予防」 ～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会参加の促進と福祉意識の高揚</li> <li>2 生涯学習活動と就労支援</li> <li>3 いきいき健康づくり</li> <li>4 介護予防の総合的な推進</li> </ol>
		<p>第2章「生活支援・住環境整備」 ～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心できる在宅福祉サービスの提供</li> <li>2 認知症にやさしい佐倉の推進</li> <li>3 権利擁護と地域での見守り</li> <li>4 高齢者が暮らしやすい住環境の整備</li> </ol>
		<p>第3章「医療・介護」 ～いつまでも自分らしく生きるために～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅医療・介護の連携と推進</li> <li>2 介護保険サービスの充実</li> </ol>

### (3) 重点施策

市では、各種の高齢者施策のうち、今後の佐倉市を見据えるうえで、取り組んでいかなければならないもの、課題の解決が望まれるものについて、また、市民や事業者への調査から明らかになった課題等を踏まえ、重点的に取り組む施策として、以下の3項目を掲げます。

#### 「介護予防の総合的な推進」(第1章の4)

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを促進します。

#### 「認知症にやさしい佐倉の推進」(第2章の2)

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制の整備を推進します。

#### 「介護保険サービスの充実」(第3章の2)

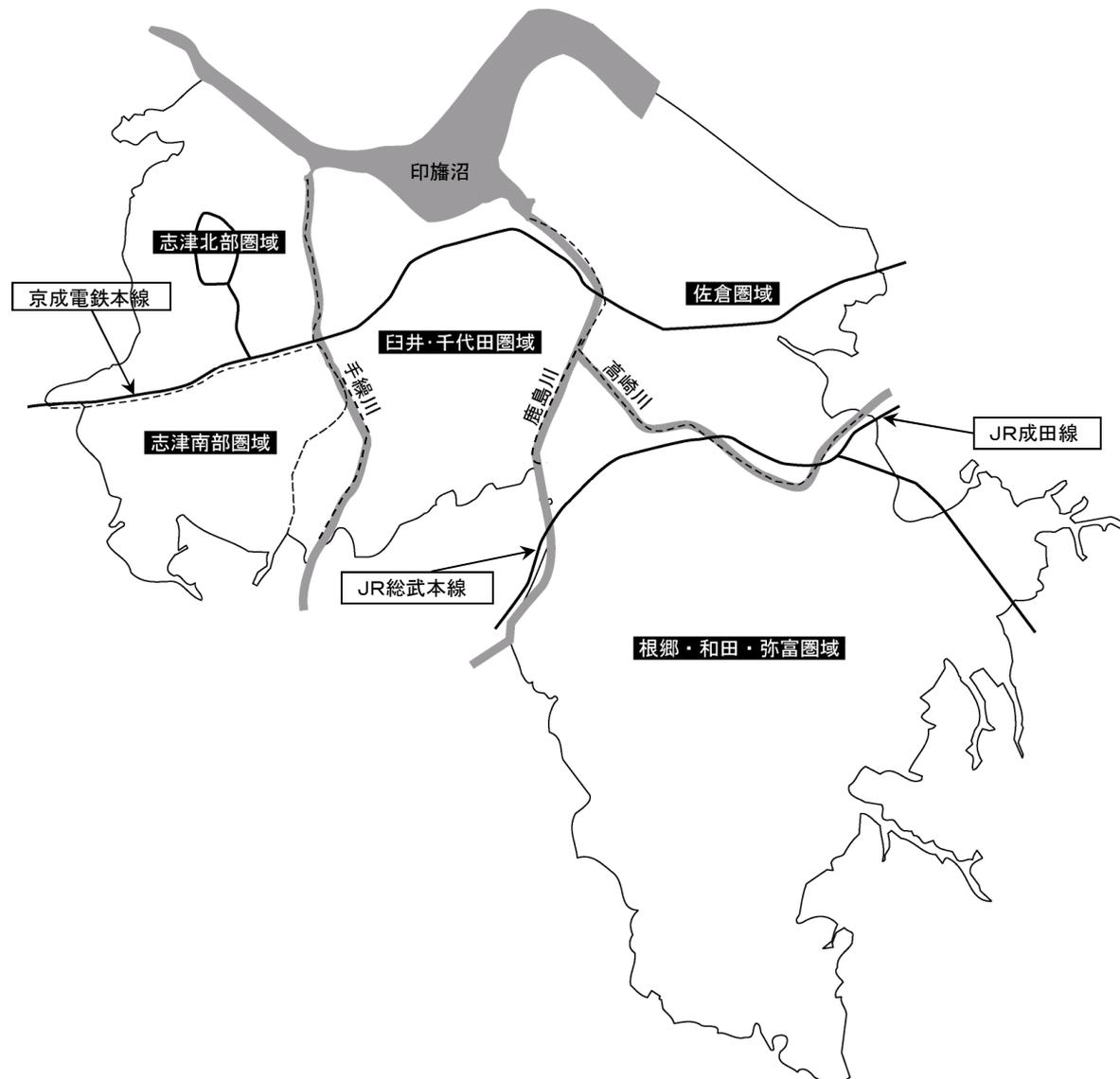
要支援・要介護認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護保険サービスの提供がおこなえるよう、介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を図ります。

## 2 日常生活圏域

### (1) 日常生活圏域の設定

第6期計画に引き続き、第7期計画でも市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備をおこない、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成します。

「市内の日常生活圏域図」



「日常生活圏域設定のポイント」

- ・ 旧町村をベースにした既存コミュニティの形成
- ・ 既存の介護施設等の整備状況と新規の介護施設等の配置・整備
- ・ 各圏域の高齢者人口のバランス
- ・ 身近な地域で福祉サービスを楽しむ範囲

## (2) 日常生活圏域における高齢者人口等の推移

平成29年9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者人口などの状況を日常生活圏域別にみると、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率が高いのは、佐倉圏域の33.9%、次いで臼井・千代田圏域の31.1%、一方、高齢化率が低いのは、根郷・和田・弥富圏域の27.6%、志津北部圏域の28.0%となっています。

なお、各圏域とも年々高齢化率は上昇しており、平成32年9月末時点の推計では、5圏域中、志津北部圏域を除く4圏域で高齢化率が30%を超えることが見込まれています。

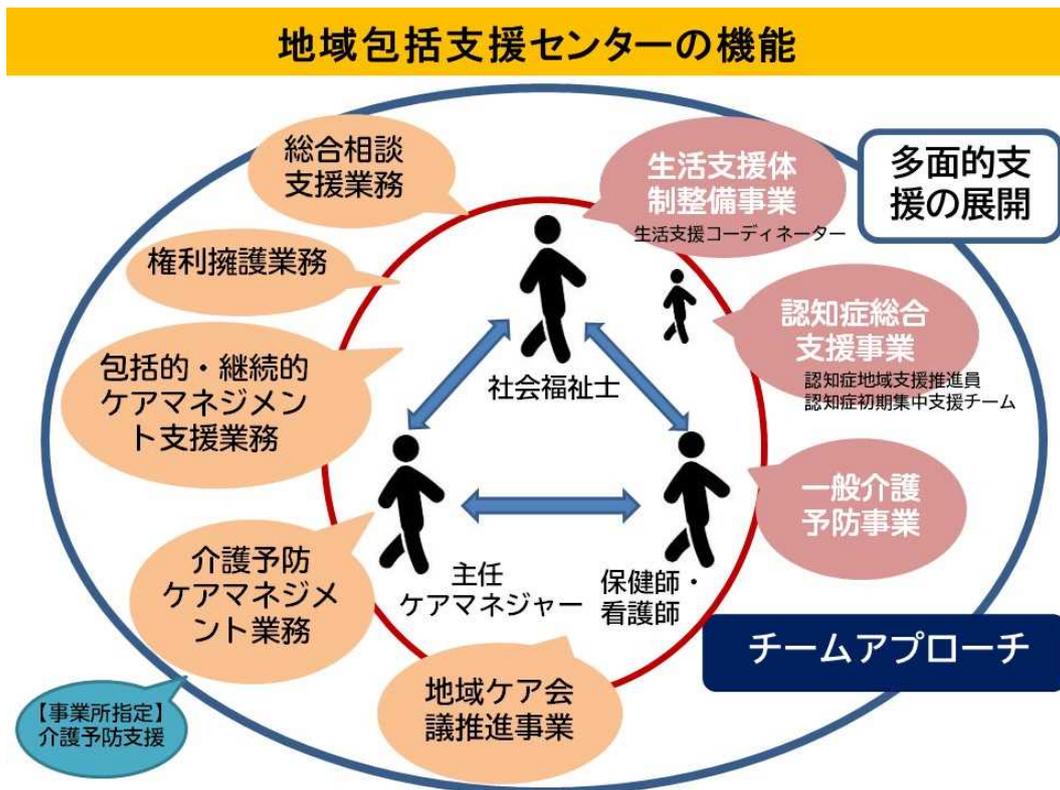
日常生活圏域	区分	実績		推計	
		(第5期)	(第6期)	(第7期)	(第9期)
		平成26年 9月末	平成29年 9月末	平成32年 9月末	平成37年 9月末
市全体	全人口	177,618	176,300	174,492	168,933
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	47,637 (26.8%)	52,788 (29.9%)	55,612 (31.9%)	56,908 (33.7%)
志津北部圏域	全人口	40,221	40,729	42,573	43,561
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	10,094 (25.1%)	11,401 (28.0%)	12,297 (28.9%)	12,906 (29.6%)
志津南部圏域	全人口	36,770	36,218	35,979	34,588
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	9,882 (26.9%)	10,686 (29.5%)	10,906 (30.3%)	10,819 (31.3%)
臼井・千代田圏域	全人口	42,178	41,607	40,650	38,791
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	11,581 (27.5%)	12,935 (31.1%)	13,601 (33.5%)	13,932 (35.9%)
佐倉圏域	全人口	29,508	28,853	27,414	25,391
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	9,041 (30.6%)	9,789 (33.9%)	10,161 (37.1%)	10,190 (40.1%)
根郷・和田・弥富圏域	全人口	28,941	28,893	27,876	26,602
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	7,039 (24.3%)	7,977 (27.6%)	8,647 (31.0%)	9,061 (34.1%)

### 3 地域包括支援センター

#### (1) 地域包括支援センターの運営体制

地域包括支援センターは、平成18年からの介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設されました。

平成18年4月から市直営で運営し、平成21年4月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを各1カ所（計5カ所）設置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しており、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、生活支援体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、さまざまな業務に取り組んでいます。



今後は、高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談件数の増加や困難事例への対応など、さらなる業務量の増加が予想されます。このことから、地域包括支援センターには、業務量に応じた適切な人員配置とともに、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に実施し、安定的かつ継続的な運営がおこなわれるよう、市は、運営方針を定め、引き続き、体制強化及び機能強化に向けて施策を

推進します。また、高齢者人口等の増加を考慮し、地域包括支援センターのあり方なども検討します。

「各地域包括支援センターの一覧」

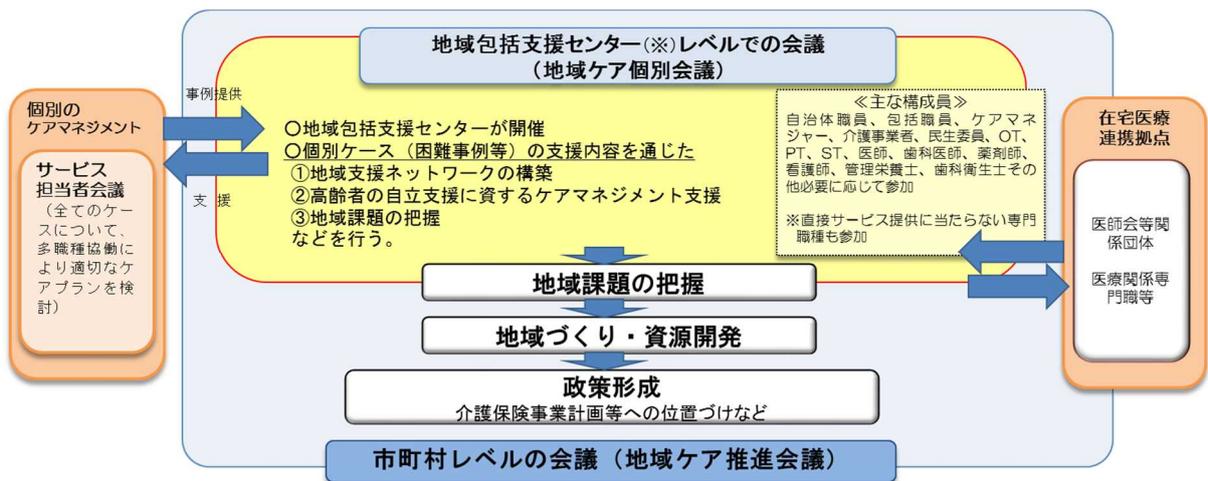
日常生活圏域	地域包括支援センター名称	担当地域
志津北部圏域	志津北部 地域包括支援センター	上座、小竹、青菅、先崎、井野、井野町、宮ノ台、ユーカリが丘、南ユーカリが丘、西ユーカリが丘
志津南部圏域	志津南部 地域包括支援センター	上志津、上志津原、下志津、下志津原、中志津、西志津
白井・千代田圏域	白井・千代田 地域包括支援センター	白井、白井田、白井台、江原、江原新田、角来、印南、八幡台、新白井田、江原台、王子台、南白井台、稲荷台、生谷、畔田、吉見、飯重、羽鳥、染井野
佐倉圏域	佐倉 地域包括支援センター	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、鏑木町、新町、裏新町、中尾余町、最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、本町、樹木町、将門町、大蛇町、藤沢町、栄町、城内町、千成、大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、上代、高岡、宮前、白銀、鏑木仲田町
根郷・和田・弥富圏域	南部 地域包括支援センター	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、小篠塚、神門、木野子、城、石川、表町、大作、大崎台、山王、春路、馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、八木、長熊、天辺、宮本、高崎、坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、飯塚、内田、宮内、西御門、七曲

## (2) 地域ケア会議

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながない高齢者の支援をおこなうとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりをおこなうものです。

すでに各地域包括支援センターなどで実施されている会議をベースとして、地域ケア会議のあり方や体系を整理、検討し、市全体の地域課題の解決や社会基盤の整備に向け、さらなる充実を図ることができるよう、今後とも推進します。

- 個別のケア会議（各種ケース会議等）の活用など
- 各地域包括支援センターの連携
- 市及び各地域包括支援センターによる協議体の設置
- 地域包括支援センター運営協議会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会）の協力





# 第2部 施策

---

# 第1章 「生きがい・介護予防」

## ～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

### 1 社会参加の促進と福祉意識の高揚

#### (1) 地域活動の振興

地域社会における各種活動の振興により、社会への貢献、地域コミュニティの醸成のみならず、心身の健康増進、生きがいづくりなどに寄与することから、引き続き活動の支援や促進を図ります。

#### ① 高齢者クラブの活動支援

高齢者クラブは、市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。町内会ごとなど地域で結成されている個々のクラブ、単位クラブを基本とし、この各単位クラブを総括的に相互の連絡、育成指導などをおこなう、佐倉市高齢者クラブ連合会により成り立っています。

広報や文化活動、スポーツイベントなどを通じて、高齢者クラブへの加入を呼びかけるとともに、地域社会との協働等による各種活動を支援します。

#### 「主な活動内容」

##### ○生きがい・健康づくり活動と会員相互の親睦交流の促進

各種スポーツ大会（グラウンドゴルフ、ボウリング、軽スポーツなど）、運動会、体力測定、芸能大会、作品（書道、絵画、手工芸、写真）展示会など

##### ○地域社会活動への参加促進

子どもたちとのふれあい事業、社会奉仕活動や友愛訪問の実施など

##### ○交通事故防止・防犯活動等の啓発

交通安全指導や交通事故防止、防犯等の活動、詐欺防止の啓発活動など

##### ○新規会員の加入促進と組織の充実

広報紙発行、研修の充実、女性部組織の充実と単位クラブ後継者の育成など

#### 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
単位クラブ数 (クラブ)	65	66	68	69	69	69

## ②老人憩の家の管理運営

老人憩の家は、老人の健全なる心身の健康保持及び地域社会における社会福祉の増進を図る目的で、市内に3カ所設置し、平成18年度からは、市が指定した指定管理者によって管理運営しています。

地域福祉の活動や高齢者クラブ活動の拠点として、また、世代間交流の場所として広く利用されており、今後とも設置目的に沿った利活用の推進に努めます。

「老人憩の家一覧」

○うすい荘（臼井田2342-1）

○千代田荘（生谷1306）

○志津荘（中志津4-22-16）

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
のべ利用者数（人）	29,794	27,916	29,000	30,000	30,000	30,000

## ③ボランティア活動に対する支援

多くのグループがさまざまなボランティア活動をおこなっており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。今後とも、各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めるとともに、高齢者がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、社会福祉協議会（ボランティアセンター）、市民公益活動サポートセンター、既存のボランティアグループ、関係機関などとの連携を図りながら、継続的に支援を図ります。

○佐倉市ボランティアセンター（※）への協力・支援

佐倉市社会福祉協議会（佐倉市ボランティアセンター）がおこなうボランティア団体の育成を支援します。さらに、ボランティア活動への新たな市民参加を促すために、人材育成機能の充実に努め、活動に関する情報提供とPRに努めます。

○佐倉市市民公益活動サポートセンター（※）との連携

市民公益活動を支援する中間支援施設として運営する佐倉市市民公益活動サポートセンターとの連携を図り、市内のさまざまな団体同士のネットワークづくりが推進されるよう努めます。

○行政への協力活動をおこなうボランティア活動等の支援

民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、地域まちづくり協議会、自治会等のコミュニティ活動や、各種団体のボランティア活動への協力・支援を推進します。

## ※「佐倉市ボランティアセンター」

ボランティア活動に対する理解と関心を深めるため、講座や研修会等を実施しています。また、ボランティアに関する相談や活動支援、福祉教育に関する相談をおこなうところです。さらに、ボランティアコーディネーターがボランティアの支援依頼とボランティアをつなぎ、市民相互の支え合いを推進する中間支援の拠点となっています。

◇平成29年12月現在の登録数

団体登録数と登録会員数：114 団体 2,850 人、個人ボランティア登録者数：178 人

## ※「佐倉市市民公益活動サポートセンター」

市民公益活動サポートセンターは、市民、市民公益活動団体及び事業者が相互に連携し、自主的な市民公益活動団体の活動を支えるための拠点施設となっています。また、市民公益活動に関する情報収集・提供をはじめ、市民活動団体のつどい、市民活動団体テーマ別・分野別交流会、市民公益活動ポスター展、ボランティア・市民活動フェスタ、ボランティアリーダー養成講座、市民公益活動相談など、市民公益活動の推進に関する各種事業を実施し、市民公益活動が活性化することで、市民協働のまちづくりを進めるための運営の一端を担っています。

◇平成29年12月現在の登録数

団体登録数：179 団体

#### ④世代間交流を深めるふれあいの場づくり

高齢者の経験や知識を学校教育や地域活動の中で生かすため、機会や場を創出し、今後も継続して世代間交流が活発化するような各種事業を推進します。

学校教育においては、戦争体験、農業の体験学習、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の体験や代々培われてきた暮らしの知恵など、高齢者の経験や知識を活用し、次世代に伝えていく活動を推進します。

また、児童センター、老幼の館、保育園などにおいて、地域コミュニティ活動の場を提供し、遊びや各種行事を通じて、子どもとその保護者等と高齢者が場を共にすることで、ふれあいと交流を深める世代間交流の活動を活発化させます。

## （2）敬老事業の推進

長年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に対して、敬愛の意を表し、敬老思想の高揚を図るために事業を推進します。

### ①敬老会の実施

小・中学校の体育館などを会場として敬老会を開催します。高齢者を敬い、地域のみなさまとともに祝いする行事（式典、演芸など）を実施します。

なお、開催方法や対象者については、適宜見直しを図ります。

### ②敬老祝金の贈呈

市では、当該年度内に満99歳及び満100歳の年齢に達するかたに対し、長年にわたり社会に尽くしてきた長寿を祝うとともに、敬老思想の高揚を図ることを目的とする敬老祝金を贈呈します。

## （3）福祉に関する学習機会の確保や啓発活動の推進

高齢者のみならず、市民に対して福祉に関する認識を深めてもらうため、引き続き施策を推進し、福祉意識の高揚を図ります。

### ①福祉に関する学習機会の提供

佐倉市民カレッジなど生涯学習の場である公民館活動等で、福祉に関する学習機会を提供します。

また、福祉推進校をはじめとする市内小・中学校において、福祉施設等での交流や各種地域行事への参加、介護体験活動を通して、福祉に関する学習活動を実施します。

### ②啓発活動の推進

市の広報紙「こうほう佐倉」やホームページ、ケーブルテレビ等の広報番組、公民館だより等への掲載、生涯学習活動における展示・発表等を活用し、市民に対する福祉意識の啓発活動を推進します。

## 2 生涯学習活動と就労支援

---

### (1) 生涯学習活動の推進

高齢者が参加可能な学習活動等（公民館活動、学校・教育機関による公開講座、保健・福祉施設における実践型の学習活動等）を推進します。

#### ①公民館活動における生涯学習等の推進

公民館活動において、高齢者が参加しやすく、魅力ある学習を高齢者自らが企画・運営していく生涯学習活動を推進します。また、世代間交流を図るとともに、習得した知識を生活や地域等へ還元できる各種講座についても推進します。

#### ②各種公共施設における実践型学習活動等の推進

地域福祉センター、老人憩の家などの市内の公共施設において、知識や技能の習得、趣味や創作活動など、高齢者のニーズを踏まえた実践型学習活動等を推進します。

#### ③教育機関による多様な学習機会の提供

千葉県生涯大学校など、多様な学習機会を提供します。

#### ④市政理解のための各種「出前講座」の実施

地域などからの要請に応じて、担当部署の職員が地域に出向き、市政の内容を紹介する各種「出前講座」を実施しています。今後も、市政をよりよく理解してもらうための活動を積極的に実施します。

### (2) 就労支援

老後の生活安定のためのみならず、社会参加による生きがいや健康の維持増進にもつながるため、関係機関との連携を図り、支援策の充実に努めます。

#### ①佐倉市シルバー人材センターへの支援

公益財団法人佐倉市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者就業援助法人です。

入会している会員に対して就業機会の提供を図り、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立され、会員による自主的・自

立的運営を図り、協働・共助（会員がお互いに協力し合いながら働くこと）のもとに働くことを基本としています。

今後も、高齢者の就業機会の安定的な確保を図るため、佐倉市シルバー人材センターに対し支援します。

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
会員数（人）	983	1,010	1,100	1,100	1,100	1,100
就業のべ人数（人日）	92,472	98,197	98,000	98,000	98,000	98,000

## ②高齢者福祉作業所の活用

レインボープラザ佐倉（鎗木町）内の高齢者福祉作業所では、60歳以上のかたを対象に、高齢者の知識と経験を活かした就労や収入などにつながる技術の習得を目的としたシルバーいきがいマイスター講座を開催し、籐工芸、七宝工芸、刺繍、竹工芸、盆栽、ガーデニングの各種講座を実施しています。

今後も、受講後の成果を社会に還元できる方策を検討するなど、継続的に高齢者の就労機会の拡大に寄与します。

## ③高齢者のための就業相談、情報提供

佐倉市シルバー人材センターでは、おおむね60歳以上で就業意欲のあるかたを会員として募集しています。今後も、高齢者の社会参加を促進するため、継続的な周知に努めます。

また、ミレニアムセンター佐倉（宮前）の3階にある佐倉市地域職業相談室は、地域住民の就業促進及び利便性向上を図るため、市とハローワーク成田が協力して設置運営するもので、タッチパネル方式の求人情報自己検索システムの端末機を導入し、職業相談・職業紹介を実施しています。今後も、継続的に高齢者の就業相談等を実施し、高齢者の就業機会の提供に寄与します。

このほか、市のホームページでは、就業に関する各種機関を紹介しています。今後も、継続的に高齢者等の就労機会の確保に向けた情報提供をおこないます。

## 3 いきいき健康づくり

### (1) 健康づくりの推進

健康の維持・増進などを目的とした各種の施策やサービスを提供し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康で安心した生活を送ることができるよう推進します。

#### ①心とからだの健康づくり

健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を平成25年2月に策定し、「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」を基本理念に掲げ、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進しています。

○生活習慣病について、正しい知識を普及啓発します。

○がん検診や特定健診（健康診査）の重要性について普及啓発し、受診勧奨します。

○健診の結果を健康づくりに役立てられるよう支援します。

（健康教育、健康相談、訪問指導、特定保健指導）

○生活習慣病予防のために、野菜を多くとれるメニューを広めます。

（食生活改善推進員地区活動、出前健康講座、多様な広報媒体の活用）

○ロコモティブシンドロームの予防について普及啓発します。

（出前健康教育、メタボ予防のための運動習慣づくり教室、運動指導事業）

○運動を始め、運動を習慣にできるよう環境の整備を推進します。

（マイヘルスプラン普及啓発事業、運動指導事業及び自由開放日の開催）

○日常生活の中で、歩数を増やす方法や必要性について普及啓発します。

（出前健康講座、メタボ予防のための運動習慣づくり教室、健康相談、特定保健指導）

○一緒に運動し励まし合うことができる仲間づくりを支援します。

（関係各課・地域の健康増進施設やスポーツ団体等と連携して運動に関する事業や運動している市民団体の情報発信）

○こころの健康に関する正しい知識の啓発、相談窓口等を情報提供します。

（こころの健康相談、講演会、出前健康講座、広報、ホームページ、リーフレット）

#### ②歯と口腔の健康づくり

「佐倉市歯科口腔保健基本計画」を平成26年2月に策定し、市民の歯と口腔の健康づくりを計画的に推進しています。

○歯・口腔と生活習慣病との関係、噛むことの効果を普及啓発します。

（出前健康教育、糖尿病予防学習会、健康相談、広報）

○歯科医師会と連携し、歯と口腔の健康づくりの取り組みを推進します。

(歯ッピーかみんぐフェア、よい歯のコンクール、市民公開講座)

### ③はり、きゅう、マッサージ等利用助成

60歳以上あるいは身体障害者手帳等を所持している18歳以上のはり、きゅう、マッサージ等の施術を受けるかたを対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、費用の一部を助成し、健康の保持増進を図ります。

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
申請者数(人)	4,104	3,814	3,900	4,000	4,000	4,000

## (2) スポーツ活動の推進

文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」、千葉県が策定した「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画」を参考に、「第5次佐倉市スポーツ推進計画」を策定し、その取り組みを示すアクションプランとして取り組んでいます。

○高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどにつながるよう、高齢者を対象とした各種スポーツ大会を開催する団体への支援をおこないます。

○高齢者が無理なく、楽しみながら日常生活の一部として健康づくりや介護予防をおこなえるよう、体操教室や学習会などを開催し、普及に努めるとともに、継続的に体操などをおこなう通いの場を増やしていきます。また、佐倉ふるさと体操などの高齢者でも気軽におこなえる体操を指導し、広めていくボランティアの育成支援に努めます。

## 4 介護予防の総合的な推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防の知識を持って、それを実践しながら生活するとともに、生きがいづくりや社会参加の場を確保することが重要です。このため、介護予防の普及啓発に取り組むほか、生きがいや役割を持って活動できる通いの場が充実していくよう地域活動を支援することで、高齢者の社会参加と自立した日常生活を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び重度化の防止を図ります。

また、地域の担い手による多様な生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、地域ネットワークの構築を図ることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう支援していきます。

### (1) 一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがい、役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施する事業です。

なお、これらの取り組みは、認知症予防につながる可能性も高いことから、認知症発症予防の観点からも推進します。

#### ①介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を、民生委員・児童委員、主治医、関係機関等からの情報提供により把握し、住民主体の通いの場や、訪問型・通所型短期集中予防サービスへつなげます。

#### ②介護予防普及啓発事業

講演会・教室・出前講座の実施、イベント・パンフレットの配布により、介護予防に関する知識について、普及啓発を図ります。

また、佐倉ふるさと体操（※）、佐倉わくわく体操（※）、佐倉歯ッピー体操（※）などにより、住民主体の通いの場の充実を図ります。

※「佐倉ふるさと体操」

順天堂大学の監修及び市内に活動拠点を置くNPO法人、市民ボランティアの皆さんの協力により、平成21年度に作成した佐倉市独自のご当地体操です。「故郷（ふるさと）」の曲に

合わせて体をほぐすゆっくりとした動きで、いつでもどこでも手軽にできる体操です。

※「佐倉わくわく体操」

米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、高知市が開発した重りを使って筋力を鍛える運動を佐倉市民向けに構成し直した体操です。

※「佐倉歯ッピー体操」

舌や顔面の筋肉を鍛えるお口の体操や唾液腺マッサージで、お口の働き（よく噛んで、しっかり飲み込める）を保つ体操です。

#### 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
講演会の開催（回）	2	1	2	2	2	2
介護予防教室等の開催（回）	1,149	1,287	1,300	1,320	1,335	1,350
佐倉わくわく体操会の開催支援（団体）	2	14	16	15	15	15

### ③地域介護予防活動支援事業

介護予防ボランティア（介護予防リーダー、認知症予防活動支援員、教室サポーター、佐倉わくわく体操サポーター）を養成・育成するための研修を実施します。

また、住民主体の通いの場の充実を図るため、地域の集会所などで介護予防活動に取り組む市民団体へ補助金を交付します。

#### 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防ボランティア養成人数（人）	43	44	42	40	40	40
介護予防ボランティア登録者数（人）	114	144	186	210	230	240
補助金の交付（団体）	—	27	37	67	97	127
週1回以上活動する通いの場（カ所）	34	60	80	100	120	140
週1回以上活動する通いの場の参加者（人）	541	1,068	1,450	1,850	2,250	2,650

#### ④一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善をしていきます。

#### ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における住民運営の活動の場に対し、リハビリテーション専門職による助言等の支援をおこない、効果的かつ継続的な介護予防の取り組みを支援します。また、地域ケア会議やサービス担当者会議、介護者や介護職員に対しても、リハビリテーションの視点からの支援をおこない、効果的な介護予防マネジメントや自立支援に向けたサービスを促進します。

### (2) 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する事業です。

また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスの提供に加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりが推進されます。

#### ①訪問型

##### ○訪問介護相当サービス

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスとして、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助をおこなうサービスです。

##### ○訪問型生活援助サービス（訪問型サービス A）

訪問型サービス A として、市が指定する研修を修了した者が居宅を訪問し、生活援助をおこなうサービスです。

##### ○住民主体の生活支援サービス（訪問型サービス B）\*

住民主体による支援（訪問型サービス B）として、要支援者等の居宅において、

買い物援助、調理、ゴミ出し、電球の交換、庭木の剪定、草取り、障子及び網戸の張替え、布団干し、階段の掃除等の支援をおこなう団体に対し、運営に要する経費の一部を補助します。

#### ○訪問型短期集中予防サービス（訪問型サービスC）

早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が短期間で集中的に実施するサービスです。

#### ○法人主体の移動サービス（訪問型サービスD）＊

公共交通を利用して、一人での外出が困難な要支援者等へ、買い物、通院、社会参加、介護保険サービス以外の通いの場及び集いの場等への送迎並びに送迎前後の付添い及び見守りをおこなう者に対し、運営費の一部を補助します。

（なお、＊のサービスは、平成30年度の状況により、平成31年度以降の実施方法等を検討します。）

#### 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護相当サービス（人）	－	－	290	571	587	603
訪問型生活援助サービス（人）	－	－	2	10	15	20
訪問型サービスB補助金の交付（団体）	－	－	－	14	14	14
訪問型短期集中予防サービス（人）	－	－	2	5	5	5
訪問型サービスD補助金の交付（団体）	－	－	－	2	2	2

## ②通所型

#### ○通所介護相当サービス

従来の介護予防通所介護に相当するサービスとして、通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、生活向上のための支援をおこなうサービスです。

#### ○法人主体の通所型サービス（通所型サービスA）＊

社会福祉法人等が自ら管理運営する市内の介護保険施設等において、要支援者等に対し、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する活動の実施に係る費用の一部を補助します。

#### ○通所型短期集中予防サービス（通所型サービスC）

身体機能及び生活機能の全般的な低下により、生活行為に支障のある者に対し、生活行為の改善及び地域社会とのつながりを回復または再構築するための介護予防プログラムを、保健・医療の専門職員により実施します。

(なお、\*のサービスは、平成30年度の状況により、平成31年度以降の実施方法等を検討します。)

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護相当サービス(人)	—	—	537	1,112	1,162	1,212
通所型サービスA補助金の交付団体(団体)	—	—	—	2	2	2
通所型短期集中予防サービス(人)	—	—	15	30	30	30

### ③その他の生活支援サービス

要支援者等(※)に対し、ひとり暮らし高齢者等への見守り等、厚生労働省令で規定するその他の生活支援サービスについて、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発等をおこなう地域ケア会議や、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等の推進を目的とする協議体などの状況を踏まえ、検討します。

### ④介護予防ケアマネジメント

要支援者等(※)に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供します。

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター職員等が本人や家族と話し合い、自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取り組みや適切なサービスの利用を支援し、ケアプランの作成をおこないます。

市では、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、地域ケア会議等を活用した多職種の連携のもとでの個別事例検討や、地域包括支援センター職員向けの研修を実施します。

※「要支援者等」

要介護認定において、要支援1・2と認定されたかた、基本チェックリストにより事業対象者(生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者)と認定されたかたです。

### (3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な生活上の困りごとに対する支援が必要です。

そのため、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、協同組合、高齢者等の地域住民等による多様なサービス提供体制を構築することが重要です。また、高齢者がその担い手となることで高齢者自身の介護予防の効果も期待されます。

今後、高齢者の生活を支援するために、介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進します。

#### ①生活支援コーディネーターの配置

介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するために、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握をおこなうなど、提供体制の整備の推進に努めます。

#### ②協議体の設置及び運営

さまざまな担い手によるサービス提供体制を構築していくために、協議体を設置していきます。協議体には、地域住民や関係団体等に参加してもらい、地域の中での課題や不足する資源について、課題解決及び資源開発に向けた検討をおこないます。

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議体開催回数 (回)	0	0	20	20	20	20

## 第2章 「生活支援・住環境整備」

### ～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

#### 1 安心できる在宅福祉サービスの提供

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人が増加する中で、介護保険では対象外の在宅福祉サービスを提供することで支援が必要な高齢者の生活の質の維持を図ることを進めます。

##### (1) ひとり暮らし・高齢者世帯を支える在宅福祉サービス

###### ① 高齢者等ふれあい配食サービス

高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯などで、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難な方を対象に、年始を除く月曜日から金曜日までの週1回～5回、夕食を直接手渡しで届けます。なお、配達時に連絡なく不在の場合、緊急連絡先などに連絡を取り安否を確認し、居宅での生活を支援します。

###### 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配食対象者（人）	147	149	155	155	160	160
のべ配食数（食）	17,783	18,730	18,500	18,500	19,000	19,000

###### ② 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置（貸与）し、疾病・災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するものです。利用者が、緊急もしくは相談事があった場合、通報装置本体や付属しているペンダントのボタンを押すことにより、市が委託している受信センターに通報されます。原則として、事前に登録されている協力員により安否の確認がされますが、必要に応じて受信センターより「119番通報」をし、救急隊の出動を要請します。

###### 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
貸与対象者（人）	166	163	180	180	180	180

### ③高齢者台帳への登録

ひとり暮らしの高齢者、認知症、寝たきりのかたなどのうち希望者を対象に、緊急時の対応や、各種在宅福祉サービスをご利用いただくための高齢者台帳を作成し、担当の民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市が共有し、高齢者を見守ります。

## (2) 在宅生活における介護者等への負担軽減

### ①紙おむつ等の購入費用助成

紙おむつまたは尿取りパッド等が必要な介護度が要介護3以上の居宅の高齢者等に対して、紙おむつ等の購入費用の一部を助成し、介護家族に対する経済的かつ精神的な負担の軽減に努めています。今後も、紙おむつ等購入助成を推進します。

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
申請者数(人)	996	997	1,200	1,250	1,300	1,350
交付枚数(枚)	20,574	20,064	22,000	22,500	23,500	24,000
利用枚数(枚)	14,807	14,694	16,500	17,000	17,500	18,000

### ②訪問理美容出張費用の助成

高齢者や障害者のみの世帯に属する居宅の、65歳以上かつ介護度が要介護4以上のかたで、疾病等の理由で外出が困難なかたを対象に、居宅で理容または美容のサービスを受ける際の出張費用の一部を助成します。

### ③生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立していないなど、社会的対応が困難で、介護保険で自立と判定されたかた又は介護保険対象外のかたに対して、養護老人ホームにおける短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援をおこない、基本的な生活習慣の確立が図られるように援助します。

### ④福祉タクシー利用料金の助成

高齢者台帳に「寝たきり」として登録されているかたが、外出のためにタクシー

を利用する場合に、その料金の一部を助成(福祉タクシー券、福祉寝台車券を発行)します。

### ⑤介護者教室

現在、介護中のかた、これから介護する予定のかたを対象に、「介護者教室」を開催し、基本的な介護に関する学習及び実習、並びに介護相談をおこない、介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

### ⑥介護者のつどい

「介護者のつどい」を開催し、介護に関する学習、介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて、精神面を含めた支援をおこない、介護家族の精神的負担の軽減を図ります。

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施回数(回)	40	40	40	40	40	40
のべ参加者数(人)	397	385	390	405	420	435

### ⑦介護マークの交付

介護をするかたが、介護中であることを周囲に理解していただくための、介護マークを交付します。また、公共施設やスーパーマーケット等に、介護マークの周知に関するポスターを掲示し、普及啓発に努めます。

## (3) 見守り支援・もしもの時の支援

### ①高齢者安心カードの交付

市内に居住している60歳以上のかたを対象に、本人またはその家族からの申請に基づき、名刺サイズの高齢者安心カードを発行します。このカードには、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけの医療機関等が記載されているため、外出時に携行することで、万一の救急時や災害時に備えるものです。

### ②救急医療情報キットの給付

居宅で暮らしている75歳以上のかたを対象に、救急医療情報キットを給付して

います。この救急医療情報キットは、対象者本人の必要な情報（かかりつけの医療機関、持病・服薬情報、緊急連絡先等）を冷蔵庫内に保管しておくことで、万一の救急時や災害時における医療・救護活動に備えるものです。

ただし、75歳未満のかたでも、高齢者のみの世帯、日中高齢者のみになってしまうなど（認知症高齢者や障害のあるかたも含む）で希望されるかたに給付します。

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
のべ給付数（個）	25,012	27,763	30,770	33,770	36,770	39,570

### ③佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク

平成25年3月から、高齢者を地域においてさりげなく見守るため、各家庭を事業対象に業務をおこなっている新聞販売店、電力会社、ガス会社、上下水道検針・徴収業務事業者、生活協同組合、弁当宅配事業者、乳酸菌飲料販売事業者、郵便事業者など見守り活動に関する協定を締結しています。

事業者が日常業務をおこなう中で高齢者の異変等を発見した場合に、市もしくは地域包括支援センターに通報する等、連携を図りながら高齢者を見守っています。

### ④2市1町SOSネットワーク

佐倉市、八街市、酒々井町の2市1町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合を構成団体として連絡協議会を組織し、認知症高齢者等が徘徊などで行方不明になった場合、迅速な発見ができるよう、FAXや防災無線等を利用した情報提供をおこない、捜索への協力を呼びかけます。

また、認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の身体的特徴及び家族等の連絡先を市に事前に届け出てもらい、靴のかかと部分に貼る「SOSステッカー」（登録番号入りの反射ステッカー）を交付することなどにより、行方不明となったときの早期発見及び安全の確保と、地域での見守り支援体制を促進します。

【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
検索回数（回）	41	29	40	40	40	40
事前登録（ステッカー交付）者数（人）	32	35	35	40	40	40

## 2 認知症にやさしい佐倉の推進

### (1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発

認知症に関する正しい知識や接し方などを学び、認知症の人とその家族を地域であたたかく見守る「認知症サポーター」を養成するための講座を開催します。また、認知症が疑われる場合に、適切かつ早期に対応するための知識の普及に努めます。

#### 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み			見込み
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
開催回数(回)	59	53	50	50	50	50	50
受講者数(人)	2,369	2,511	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
サポーター数(人)	14,165	16,676	18,500	20,500	22,500	24,500	30,000

### (2) 認知症の人と介護者を支えるネットワーク強化

認知症の早期診断・早期対応をおこなうために、支援する関係者間が連携して、状態に応じた適切なサービスを提供する体制を強化します。

#### ①物忘れ相談の実施

物忘れや認知症についての不安があるかた及びその家族を対象に、専門医等による物忘れ相談を実施します。受診の必要性を判断したり、軽度認知障害(MCI)の早期発見により、認知症予防の支援につなげます。

#### ②認知症初期集中支援チームの配置

認知症が疑われる人や認知症の人で、医療受診や介護サービスを受けていない人を対象に、各地域包括支援センター内の「認知症初期集中支援チーム」と認知症サポート医が、支援計画を受診や介護サービスへの利用支援等の初動対応を包括的・集中的におこなうことで、家族負担の軽減と在宅生活継続への支援をおこないます。

#### ③認知症連携シート「さくらパス」の活用

専門医・かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・地域包括支援センター・ケアマネジャー等の支援関係者間が情報を共有し、連携して支援をおこなうための情報連携シート「さくらパス」の活用を促進します。

#### ④多職種協働研修会の開催

多職種協働で認知症ケアに携わる重要性を習得するため、合同研修会を開催し、連携した支援体制づくりを進めます。

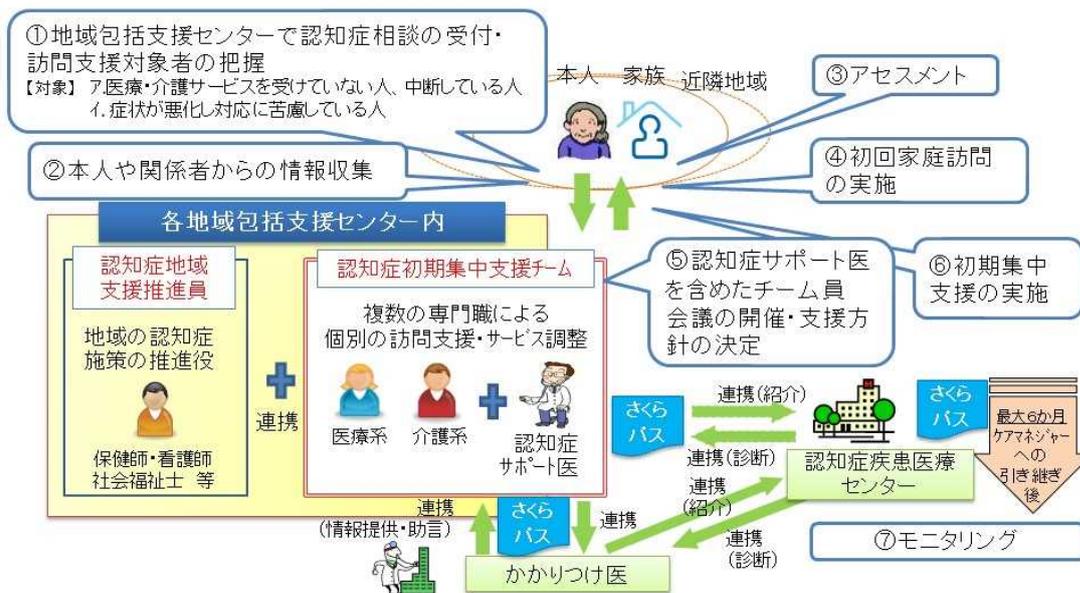
### (3) 認知症の人とその家族の視点を重視したやさしい地域づくり

各地域包括支援センター内に「認知症地域支援推進員」を配置し、日常生活圏域ごとの「オレンジカフェ」の開催や「認知症高齢者声かけ訓練」の実施など、認知症のかたとその家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

#### 「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」

認知症になっても本人の意思が尊重され、地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、専門職がチームとなって、早期診断・早期対応の支援を行う。

(介護保険法—地域支援事業—包括的支援事業 社会保障充実分)



#### 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み			見込み
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
チーム数(カ所)	—	5	5	5	5	5	5
推進員の配置(人)	5	5	5	5	5	5	5
カフェ開設(数)	5	5	9	9	9	9	9

### 3 権利擁護と地域での見守り

---

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、成年後見支援制度の普及、活用の促進を図るとともに、地域の関係機関と連携をし、見守り体制の強化を図ります。

#### (1) 成年後見制度

##### ①成年後見制度利用支援

成年後見制度とは、認知症などにより判断能力が不十分なかたに対し、家庭裁判所が本人のために援助者を選び、この援助者が財産の管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結など法律行為をおこなう制度です。

市では、佐倉市成年後見支援センターのほか、市内5ヵ所の地域包括支援センターにて、成年後見制度に関する相談に応じ、手続きを支援します。なお、佐倉市成年後見支援センターでは、専門相談・出張相談に加え、成年後見制度講演会等を実施し、制度の普及啓発・利用促進にも取り組んでいます。

##### ②成年後見審判請求事務等

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対し、市長が家庭裁判所へ審判の請求をおこないます。

また、成年後見制度にかかる費用を負担することが困難である者に対して、申立費用や後見人等への報酬の助成をおこないます。

#### (2) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症などで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約を結ぶことが困難な人が安心して適切なサービスを利用できるよう、佐倉市社会福祉協議会で利用手続きの代行や日常的な金銭管理・書類預かりサービスなどの援助をおこなっています。

事業の実施主体である佐倉市社会福祉協議会と連携し、生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護として支援をおこないます。

### (3) 高齢者の虐待防止

高齢者虐待には、問題が深刻化する前に生活の変化を発見すること（早期発見）と再発防止のための地域住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等による「地域での見守り」と、現に虐待にあっている事例に対して、専門的な支援をおこなっていく専門機関で構成される「虐待防止ネットワーク」で対応していきます。

#### ①高齢者をとりまく地域における見守り意識の高揚

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民の協力により高齢者を見守り、困っている高齢者やその家族を一刻も早く発見し、各地域包括支援センターや市へつなげていくことが大切です。

これまで、自治会組織や地区社会福祉協議会の地域での活動から、地区の民生委員・児童委員を経由し、市などへつなげる仕組みはありました。今後は、さらに住民一人ひとりに対する虐待防止への協力意識の高揚を図り、地域を見守っていただくとともに、住民同士や住民と行政等との連携をより強化することで、高齢者の虐待防止に努めます。

#### ②佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの活用

佐倉市高齢者虐待防止ネットワークは、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的として、市内の関係機関・団体等が各々の役割を明確にし、連携を強化するために設置した組織です。

高齢者本人、介護者、地域住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等から、各地域包括支援センターや市へ虐待の届出・相談・通報があると、調査や実態把握をした後、生命や身体に関わる危険があると判断された場合に、佐倉市虐待防止ネットワークの緊急ケース検討会が開催され、専門機関によるさまざまな支援が実施されます。その結果、改善が見られない場合には、支援方法を再検討し、解決につなげます。さらに、実施された支援内容について評価をし、解決した虐待事例のノウハウ等を活かして地域に対して虐待防止や虐待予防（再発防止）を呼びかけるなど、地域への反映にも寄与しています。

今後も、ネットワークを活用して、高齢者の虐待防止に努めます。

### (4) 養護老人ホームへの適切な入所措置

老人福祉法第11条規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、在宅において日常生活を営むのに支障がある65歳以上のかたに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切におこないます。

## 4 高齢者が暮らしやすい住環境の整備

### (1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に行動できるまちづくりを推進しています。今後も、市民、民間事業者等との連携を強化し、計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。

#### ①福祉のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法（※））や「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠し、公共施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備など各種事業を推進します。

##### ※「バリアフリー新法」

平成18年に制定。平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合するとともに、施策の拡充を図り、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」として制定されたものです。

#### ②公共公益施設等の整備におけるユニバーサルデザイン（※）化の推進

高齢者等の社会参加を促進するために、公共公益施設などの整備においては、高齢者が円滑に利用できる施設づくりをおこないます。

また、公共公益施設について、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当するものについては、高齢者・障害者等が円滑に利用できる施設整備をするよう要請します。

このほか、開発行為や商業施設等の整備においても、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当する場合には、事前協議の段階で、高齢者・障害者等が円滑に利用できる施設整備をするよう要請します。

##### ※「ユニバーサルデザイン」

普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

## (2) 安心して利用できる交通基盤の整備

高齢者がまちを歩いたり、公共交通を利用したりする際に、段差、自動車や自転車の通行等、危険な場所や不都合な場所があります。今後も多くのかたが安心して利用できるよう、さまざまな交通基盤の整備や施策の推進に努めます。

### ①道路整備

高齢者等が快適に行動できるように、道路沿いの土地所有者や居住者等の理解と協力を得ながら、市街地における歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロックの整備、車いすに対応した歩道幅員確保や勾配と段差の解消を進めます。

また、主要な道路における電線類の地中化等による電柱などの障害物の排除、坂道や階段における手すりの設置、休憩用スペースの確保等、高齢者等の負担を軽減するための整備を進めます。

### ②公共交通の整備

高齢者等の社会参加の促進や日常生活における移動手段の確保のため、民間路線バスや佐倉市コミュニティバス等による公共交通網の維持、充実を図っていきます。

また、鉄道駅では、バリアフリー新法の対象駅（1日の乗降客数が3,000人を超える駅）のエレベーターまたはエスカレーター及び車いす対応トイレの設置について、おおむね完了しています。未整備部分については、公共交通事業者の整備計画等を踏まえ、支援していきます。

### ③交通安全の推進

高齢者が安心して歩行できる空間づくりを目指し、信号機や標識などの交通安全施設の整備について、関係機関に要請します。

また、市民に対する交通マナー教育や啓発活動を進めるとともに、高齢者に対しても自らの安全を守るよう啓発資料等を配布して安全対策を呼びかけます。

さらに、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができるように、市民に対し、高齢者に配慮した自転車・自動車の走行や、駐輪・駐車マナーに関する啓発活動をおこないます。

### ④移動が困難な高齢者に対する支援

NPO、公益法人、社会福祉法人等が、要介護者や身体障害者等に対して実施する福祉有償運送について、福祉有償運送運営協議会において指導、助言します。

さらに、病院の送迎や買い物などによる移動のため、外出支援サービスや宅配サービスをおこなう事業者等の内容をわかりやすく情報提供します。

### （3）高齢者が生活しやすい住まいの整備

一般の住宅には高齢者が生活するうえで、危険な箇所や不便な箇所が少ないことから、高齢者が暮らしやすい住まいの整備を図るとともに、住まいに関する相談活動や情報提供に努めます。

このほか、介護保険サービスによる住宅改修費の支給を実施することにより、高齢者等が安心・安全で快適に生活することができる住宅づくりに努めます。

#### ①市営住宅の改修

市営住宅に入居しているかたが安全・安心に居住できるようバリアフリー化を進めます。

#### ②高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導

「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等に配慮したまちづくり・住宅づくりを推進するよう、事業者（開発事業者・建築主等）に対して要請・指導をおこないます。

また、高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備も必要であることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に位置づけられたサービス付き高齢者向け住宅などについては、通院や買い物等に不便が生じないよう配慮した立地となるよう推進します。

#### ③介護保険サービスにおける住宅改修費支給

要支援・要介護の認定を受けているかたには、介護保険サービスによる住宅改修費の支給をおこないます。

#### ④高齢者の住まいに関する情報提供、相談活動

高齢者の住まいに関する相談に対して、佐倉市住宅相談協議会との連携による対応や、空き家バンク制度、近居・同居住替支援事業等補助制度の周知により、相談活動や情報提供をおこないます。

また、住宅確保に配慮が必要な高齢者等が、適切に住宅を確保できるよう、千葉県住まいづくり協議会と連携して、住まい探しや居住支援サービスに関する情報提供等をおこないます。

#### ⑤高齢者施設の整備方針について

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期計画においても需要が見込まれる施設について整備を進めます。

## 第3章 「医療・介護」

### ～いつまでも自分らしく生きるために～

#### 1 在宅医療・介護の連携と推進

##### (1) 医療・介護連携における課題の把握と対応策の検討

今後、医療ニーズと介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれています。その高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、地域の医療・介護関係機関へのヒアリングや実態把握をおこない、在宅医療・介護連絡会議において対応策を検討します。

「これまでに課題とされた事項と解決策」

課題	対応策
連携と情報共有	1) 多職種研修会・事例検討会の開催により、多職種の連携を促進します。 2) 入退院時の連携等が円滑に進められるよう多職種連携に係るルール、マナーの整備を進めます。 3) 情報共有ツール活用の標準化と普及を図ります。
スキルアップ	1) 多職種研修会・事例検討会を開催し、ケアの質の向上を図ります。 2) 各職域団体による研修会の開催を支援します。 3) 在宅医療・介護に係る相談窓口の設置を進めます。
市民への啓発	1) 自分らしい生き方に関する普及啓発を進めます。 2) 市民向け在宅医療・介護講座を開催します。 3) 在宅医療・介護に関する資源の情報を整理し、リストを提供します。
資源とサービスの充実	1) 在宅医療・介護に関する資源の情報整理とニーズ調査をおこないます。 2) 在宅医療・介護関係団体との解決策の協議を進めます。

##### (2) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築・推進

在宅での療養生活を支えるためには、退院から在宅復帰、日常の療養、看取り等のさまざまな場面で、医療・介護関係者間が速やかに情報共有する体制の整備が必要です。多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修会や事例検討会を開催することで、各専門職がお互いの役割を理解し、顔の見える関係づくりを構築することで、切れ目のない医療と介護を提供する体制を整えます。

### (3) 地域住民への普及啓発

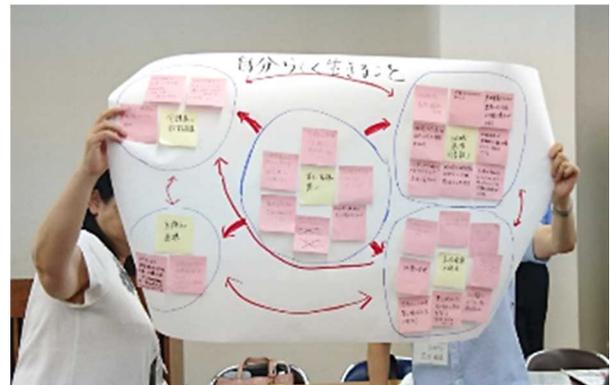
在宅医療・介護関係者の連携を推進するためには、高齢者自らが在宅での療養が必要になったときに、必要なサービスを適切に選択することも必要です。自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅医療と介護に関する必要な情報の提供をおこなうための学習会や講習会等を開催します。



わたしらしく生きるを支える手帳



市民への啓発



医療・介護関係者に対する多職種研修会の開催

## 2 介護保険サービスの充実

### (1) 介護保険サービスの推進

介護を必要とする高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、引き続き、在宅サービスの充実を図ります。また、自宅での生活が困難となった場合でも、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。併せて、高齢者が安心して必要なサービスを受けることができるよう、介護保険サービス事業者への適切な支援・助言をおこないます。

#### ①事業所の整備

今回の計画策定に当たり市で実施した在宅介護実態調査からは、在宅で生活している要介護者においては、要介護度の重度化に伴い「通所系・短期系」及び「訪問系サービスを含む組み合わせ」利用をしていくことで、在宅生活の継続が可能となるとの結果が得られました。このことを踏まえ、市では引き続き訪問看護や訪問リハビリテーションなどの在宅生活を支える居宅サービス、また、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実に努めます。

一方、後期高齢者人口の増加に伴い、施設サービスの需要が高まることから、第7期計画期間内における事業所整備については、第7期のみならず、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）において必要となるサービス量や介護保険料などを試算した上で、これまでの整備状況や利用ニーズに加え、地域の実情や現在の事業所の市内分布、介護人材の充足度等を踏まえて整備目標を設定します。

施設サービスの整備目標策定に当たっては、市内全域を基本単位とし、参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施しながら、原則として公募によるサービス基盤の整備を進めます。

なお、具体的な介護保険サービス見込み量や施設の整備目標については、第3部に掲載しています。

#### ②事業者への支援

介護保険サービス事業所の運営や経営状況、サービス提供の状況把握に努めるとともに、利用者が安心してサービスを受けることができるように、きめ細やかな相談対応や事故防止に向けた適切な助言をおこなうことにより、事業者のサービスの質の向上を支援します。

また、介護保険サービスを提供している事業者間において構成される各種連絡協

議会等との連携を図り、事業者相互の情報交換や研修会の開催などの活動を支援し、ネットワークの充実に努めます。

### ③共生型サービスの円滑な導入

平成29年度の介護保険制度見直しにおいて、地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に共生型サービスが新たに位置づけられました。

市では、これまでも障害者の自立支援のため、障害者総合支援法に基づくサービス提供をおこなっており、当事者が65歳を迎え、介護保険サービスを適用する際は、当事者の心身の状況や障害特性に応じて、障害福祉サービスを加え、より適正な支援内容となるよう取り組んできました。

今後も、この支援方針を継承するとともに、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所への共生型サービス事業所の円滑な導入の支援など、障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所で安心してサービスを利用できるよう取り組みを進めます。

## (2) 介護保険制度の円滑な運営や給付の適正化

法令等に基づく基本的なサービスを提供し、介護保険制度への信頼を維持していくために、事業者の指導及び育成をおこないます。また、適正な保険料の徴収と給付の推進し、適切なサービスを提供することにより、持続可能なシステムを維持するよう努めます。

### ①サービスの質の担保

介護保険法に基づき、本市が指定している地域密着型介護サービス及び介護予防支援、また、平成30年（2018年）4月から指定権限が県から移譲される居宅介護支援の事業者に対し、事業者への支援を基本とした指導を効果的におこない、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求などに関する取り扱いの周知徹底を図ります。

基準違反などが疑われる場合には監査を実施し、違反などが認められた場合には公正かつ適切な措置をおこなうことにより、介護サービスの質の確保・向上と介護保険制度への信頼性の維持に努めます。

## 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
集団指導（回）	1	1	2	2	2	2
実地指導（回）	2	12	5	20	24	24

## ②適切な要介護認定の推進

介護保険制度が本来の趣旨に基づき公正に運営されるために、日頃から国基準等を確認するとともに、認定調査員や介護認定審査会委員を対象とした研修を実施し、適切な要介護認定の推進に努めます。

## ③介護給付適正化事業の推進

介護給付適正化事業は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護報酬請求内容の点検等の実施により、介護給付等に要する費用が適正なものとなることを目的としています。市では、介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検（ケアマネジメント研修会を含む）、③住宅改修の適正化（実地検証）、福祉用具購入・貸与調査、④医療情報との突合、縦覧点検、⑤介護給付費通知、給付実績の活用など引き続き適正化事業に取り組みます。

特に、必要な人に効果的に適切なサービスが提供されているかを確認するため、随時、居宅介護支援事業所を抽出してケアプランの点検を実施し、必要に応じて支援をおこない、介護支援専門員の資質・専門性の向上などを支援します。

その他、安定した介護保険制度運用のため、被保険者をはじめ広く市民に介護保険制度の周知をおこない、適切な利用を促していきます。

## 【活動指標】

項目	実績		見込み	第7期・見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
適正化主要5事業 の実施数（事業数）	5	5	5	5	5	5

## ④低所得者等の負担軽減

低所得者等が、介護サービスの利用について制限されることがないように、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進などを図り、高齢者の所得状況に配

慮した負担軽減策を実施します。

### (3) 介護サービスの質の向上

多様化する高齢者のニーズに応じてきめ細かなサービスを提供するため、苦情相談体制を充実させるとともに、介護相談員派遣事業等を実施し、サービスの質の向上に努めます。また、深刻化する介護人材不足に対応するために、介護の仕事に対するイメージの向上や各種啓発、情報提供、人材確保に向けたさまざまな支援を充実します。

#### ①苦情相談体制の充実

市民が利用者本位の適切なサービスを受けることができるよう、また、介護サービスの質の向上につながるよう、相談体制の充実を図ります。苦情解決に当たっては、その内容に応じて、地域包括支援センターや千葉県、千葉県国保団体連合会などと連携し、解決を図っていきます。

#### ②介護相談員派遣事業の実施

市では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びグループホーム等に、介護相談員を派遣し、利用者及び家族の声を受け止め、施設における課題の調整や問題解決をおこなうことで、苦情に至る事態を未然に防止することなど、介護サービスの質の向上を図っています。今後も施設の増加や施設における困難事例に対応できる介護相談員の体制づくりを進め、相談員制度の普及啓発とさらなる活動の充実を図る中で、介護サービスの質の向上や虐待の未然防止等を推進していきます。

#### ③介護人材の確保に関する取組と介護従事者への支援

団塊世代の全てが後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、市民が必要な介護サービスを利用するためには、介護サービス事業者が十分に人材を確保したうえで、その職場が長く働き続けることができるものであることが必要です。

しかしながら、市内の4割以上の事業所において平均3人の人材が不足しており、7割以上の事業所で人材確保が困難であると捉えていることから、本市においても、必要となる介護人材の確保に向け、資格取得支援のほか研修受講の支援、特別養護老人ホーム等における介護ロボット活用による労働負担の軽減等の検討を進めていきます。併せて介護の仕事のイメージ向上に努めるとともに、職場環境の改善を図ります。

なお、千葉県においては、福祉・介護人材の確保及び定着に向けた取り組みの一

つとして、地域の実情にあった福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施することを目的とした「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置しており、市においてもこの協議会に参加し、課題等を検討しています。その他、地域ケア会議などでの同職種や同業種での情報交換や勉強会、事例検討の場の設定などさまざまな機会を捉え資質向上につながるよう努めます。

#### （４）介護保険などに関する情報の提供・周知啓発

高齢化の進展に伴い、高齢者に必要な医療・介護・福祉・保健サービスの種類が多様化している中、サービスを必要としている人が適切なサービスを選択できるよう、市民及び事業者へ情報をわかりやすく提供します。

##### ①介護保険や福祉制度に関する情報の提供

###### ○制度案内の充実

介護保険制度やサービスの紹介に向けた「みんなの介護保険」や福祉制度に関する情報を掲載している「地域資源マップ」などによる全般的な制度案内の充実に努めるとともに、市のホームページを活用した迅速な情報提供など、さまざまな方法により制度の周知や普及を図ります。

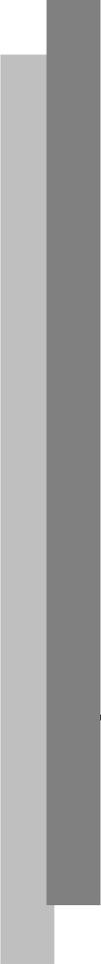
###### ○出前講座等を活用した啓発

市や地域包括支援センターの職員が地域に出向き、出前講座を開催するとともに、民生委員・児童委員等の協力を得ながら啓発活動を推進します。

##### ②介護サービス事業者に関する情報の提供

厚生労働省が管理運営し、事業者の概要や特色、運営状況等が確認できる「介護サービス情報公表システム」や、千葉県が管理運営し、千葉県内の介護保険の指定を受けた介護サービス事業所を掲載している「ちば福祉ナビ」についても、市のホームページで閲覧できるようにしています。

今後は、さらに介護サービス情報公表システムや第三者評価の評価結果の有効活用のほか、各事業所の情報公開を進め、市民が希望に沿ったサービスを選択できるよう、サービス提供事業所の特色や、質の向上のための取り組みをわかりやすく情報提供していくための体制を強化します。



## 第3部 介護保険サービス量 と介護保険料

---

## 第1章 介護保険サービス見込量

### 1 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

#### (1) 被保険者数の推計

〔単位：人〕

区分	第6期・実績			第7期・推計			第9期・推計
	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末	平成30年 9月末	平成31年 9月末	平成32年 9月末	平成37年 9月末
全人口	177,112	176,836	176,300	175,947	175,273	174,492	168,933
第1号 被保険者 (65歳以上)	49,660	51,361	52,788	53,981	54,880	55,612	56,908
65～74歳	29,686	29,901	29,813	29,417	28,909	28,738	22,823
75歳以上	19,974	21,460	22,975	24,564	25,971	26,874	34,085
第2号 被保険者 (40～64歳)	61,073	60,336	59,734	59,361	59,152	58,873	58,002

#### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

〔単位：人〕

区分	第6期・実績			第7期・推計			第9期・推計
	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末	平成30年 9月末	平成31年 9月末	平成32年 9月末	平成37年 9月末
要支援1	1,137	1,270	1,300	1,321	1,333	1,343	1,643
要支援2	1,253	1,303	1,272	1,311	1,330	1,354	1,569
要介護1	1,120	1,072	1,138	1,162	1,210	1,260	1,535
要介護2	1,029	1,010	989	1,016	1,030	1,034	1,125
要介護3	721	796	834	877	914	956	1,123
要介護4	861	846	859	876	888	910	1,041
要介護5	564	541	597	634	666	705	860
計	6,685	6,838	6,989	7,197	7,371	7,562	8,896

※要支援・要介護認定者数には第2号被保険者（40～64歳）を含む。

## 2 サービス見込量

介護保険で利用可能なサービスの一覧は、次のとおりです。

サービス種別		介護給付 (要介護1～5)	予防給付 (要支援1・2)
(1) 居宅サービス	①訪問介護	○	—
	②訪問入浴介護	○	○
	③訪問看護	○	○
	④訪問リハビリテーション	○	○
	⑤居宅療養管理指導	○	○
	⑥通所介護	○	—
	⑦通所リハビリテーション	○	○
	⑧短期入所生活介護	○	○
	⑨短期入所療養介護	○	○
	⑩福祉用具貸与	○	○
	⑪特定福祉用具購入費	○	○
	⑫住宅改修	○	○
	⑬特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	○	○
(2) 地域密着型 サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	—
	②夜間対応型訪問介護	○	—
	③認知症対応型通所介護	○	○
	④小規模多機能型居宅介護	○	○
	⑤認知症対応型共同生活介護	○	○ (要支援2のみ)
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	○	—
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	—
	⑧看護小規模多機能型居宅介護	○	—
	⑨地域密着型通所介護	○	—
(3) 施設サービス	①介護老人福祉施設	○	—
	②介護老人保健施設	○	—
	③介護療養型医療施設	○	—
(4) 居宅介護支援	○	○	

## (1) 居宅サービス

居宅サービス別利用者数については、平成27年度から平成29年度までの各サービスの利用実績をもとに、計画期間中の利用状況を推計しています。

サービス別の見込量については、居宅サービス別利用者の推計値に1人当たりの利用量（回数・日数）を乗じて推計しています。

（\*以下の表の「回」は1ヵ月当たりの利用回数、「人」は1ヵ月当たりの利用者数。）

### ①訪問介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	回	20,456	20,477	18,924	19,051	19,168	18,383	17,315
	人	808	788	762	779	795	784	861

### ②訪問入浴介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	回	379	352	365	389	419	395	656
	人	81	76	73	73	75	69	86
予防	回	16	13	19	20	23	26	50
	人	5	4	4	4	4	4	5

### ③訪問看護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	回	2,350	2,610	2,827	3,158	3,523	3,753	5,078
	人	261	275	283	301	320	326	366
予防	回	485	710	864	964	1,051	1,087	716
	人	63	82	108	132	157	181	233

## ④訪問リハビリテーション

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	回	406	423	542	693	896	1,004	1,895
	人	40	42	43	45	49	47	52
予防	回	137	267	399	530	639	778	989
	人	12	20	31	41	50	61	79

## ⑤居宅療養管理指導

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	626	636	677	723	773	783	959
予防	人	90	116	152	183	213	244	318

## ⑥通所介護

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	回	15,167	10,531	10,845	11,101	11,361	11,280	12,696
	人	1,381	1,012	1,037	1,054	1,073	1,053	1,111

## ⑦通所リハビリテーション

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	回	2,800	2,821	3,006	3,164	3,309	3,311	3,842
	人	311	309	323	337	351	350	393
予防	人	94	105	93	92	91	91	116

## ⑧短期入所生活介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	回	4,222	4,755	5,359	5,671	6,282	6,554	8,757
	人	414	425	453	460	490	501	559
予防	回	239	212	270	294	317	339	306
	人	36	40	54	62	71	80	103

## ⑨短期入所療養介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	回	281	291	351	434	518	579	1,034
	人	39	42	46	51	55	56	62
予防	回	17	22	0	1	1	1	1
	人	1	2	0	1	1	1	1

## ⑩福祉用具貸与

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	1,375	1,406	1,437	1,503	1,568	1,565	1,672
予防	人	564	635	693	761	820	882	1,141

## ⑪特定福祉用具購入費

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	28	27	29	30	32	31	35
予防	人	17	24	16	16	14	12	15

## ⑫住宅改修

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	23	22	21	20	21	20	18
予防	人	24	26	23	22	21	21	23

## ⑬特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	252	253	259	264	268	274	340
予防	人	111	124	138	155	170	186	241

## (2) 地域密着型サービス

平成27年度から平成29年度までの給付実績をもとに、計画期間中の認定者数に対するサービス利用者の割合や1人当たりの給付費を見込むとともに、第7期サービス基盤整備計画を勘案して、地域密着型サービスの利用者数・サービス量を推計しています。

(＊以下の表の「回」は1ヵ月当たりの利用回数、「人」は1ヵ月当たりの利用者数。)

## ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	17	18	16	16	21	23	28

## ②夜間対応型訪問介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	20	17	17	18	17	15	14

## ③認知症対応型通所介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	回	342	311	314	313	307	315	364
	人	36	34	33	33	33	35	39
予防	回	6	0	0	0	0	0	0
	人	1	0	0	0	0	0	0

## ④小規模多機能型居宅介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	31	31	29	28	30	30	60
予防	人	2	1	1	1	1	1	2

## ⑤認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	138	135	132	133	150	169	179
予防	人	1	1	1	1	2	2	1

## ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	23	23	23	24	26	27	27

## ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	48	49	50	49	49	49	78

## ⑧看護小規模多機能型居宅介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	0	0	0	28	28	56	56

## ⑨地域密着型通所介護

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	回	－	4,779	5,009	5,246	5,542	5,646	6,710
	人	－	439	463	483	507	515	621

## (3) 施設サービス

施設サービスの利用者数は、平成27年度から平成29年度までの利用者数をもとに、第7期サービス基盤整備計画を勘案して推計しています。

(＊以下の表の「人」は1ヵ月当たりの利用者数。)

## ①介護老人福祉施設

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	657	661	668	696	696	728	1,062

## ②介護老人保健施設

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	354	366	380	380	380	380	508

## ③介護療養型医療施設

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	11	9	5	6	6	6	1

#### (4) 居宅介護（介護予防）支援

居宅介護（介護予防）支援利用者数については、平成27年度から平成29年度までの各サービスの利用実績をもとに、計画期間中の利用状況を推計しています。

（\*以下の表の「人」は1ヵ月当たりの利用者数。）

項目		実績		見込み	第7期・見込み			見込み
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護	人	2,251	2,296	2,349	2,451	2,554	2,570	2,804
予防	人	1,425	1,536	1,510	1,538	1,549	1,562	1,838

### 3 施設整備計画

地域包括ケアシステムの構築に向けて、サービス利用見込み量を勘案する中で、各施設を整備します。

項目		平成29年度 (第6期) 終了時点の 整備見込み数	第7期 整備目標数	平成32年度 (第7期) 終了時点の 整備見込み数
施設 サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	9施設	11施設
		定員	790床	1,058床
	介護老人保健施設	施設数	5施設	5施設
		定員	476床	476床
地域 密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	施設数	1カ所	2カ所
	夜間対応型訪問介護	施設数	1カ所	1カ所
		定員	300人	300人
	小規模多機能型居宅介護 *	施設数	2カ所	4カ所
		定員	54人	112人
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループ ホーム)	施設数	8施設	10施設
		定員	141床	180床
	地域密着型特定施設入居 者生活介護	施設数	1施設	1施設
		定員	27床	27床
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	施設数	2施設	2施設
定員		49床	49床	
看護小規模多機能型居宅 介護*	施設数	—	2施設	
	定員	—	58人	
その他	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム 等)	施設数	6施設	7施設
		定員	766床	832床

\*小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のそれぞれ1施設は、第6期計画の繰越事業を見込んでいます。

## 第2章 介護保険事業費と介護保険料

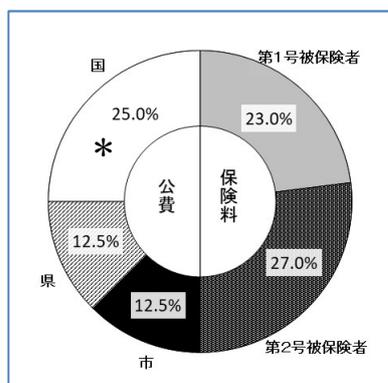
### 1 費用負担と財源構成

介護保険制度の費用は、介護サービスの1割（一部のかたは2割または3割）を利用者が負担し、残りの分を第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）、国、県、市によって負担する仕組みとなっています。

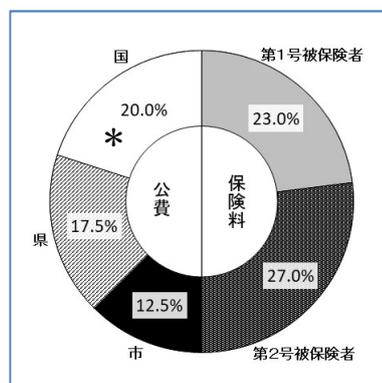
第7期計画期間の基本的な負担割合は、以下のとおりとなります。

#### ①標準給付費…介護保険の各サービスの見込額にその他諸費用を加えたもの

##### ○居宅サービス

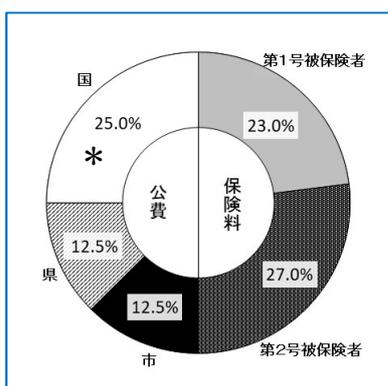


##### ○施設サービス

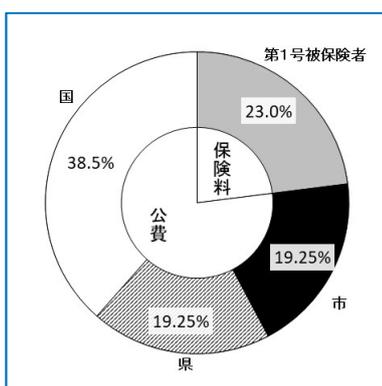


#### ②地域支援事業費…要介護・要支援となることの予防と、要介護状態になっても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービス提供にかかる費用

##### ○介護予防・日常生活支援総合事業費



##### ○包括的支援事業・任意事業費



\*ただし、調整交付金（※）相当額（各費用全体の5%）から、実際の交付額を差し引いた分も、第1号被保険者の保険料により負担することとなります。

#### ※「調整交付金」

介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金の略称で、各市町村間の第1号被保険者の保険料格差を調整するため、各費用全体の5%相当額を国が負担するもの。各市町村の65歳～74歳、75歳～84歳及び85歳以上の被保険者の比率と高齢者の所得水準に応じて配分されます。

## 2 事業費の見込み

### (1) サービス別給付費

計画期間中の給付費見込みについては、これまでの実績の推移を踏まえた利用者数の推計値にサービス種別1人当たりの平均利用回数(日数)や給付費、報酬改定率を乗じて推計しています。

[単位：千円]

項目	実績		見込み	第7期・見込み			見込み
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス	4,767,628	4,408,003	4,566,471	4,414,842	4,636,102	4,687,703	5,568,622
介護サービス	4,088,483	3,669,263	3,858,028	4,033,848	4,226,287	4,248,011	5,050,199
介護予防サービス	679,144	738,740	708,443	380,994	409,815	439,692	518,423
地域密着型サービス	764,166	1,172,785	1,244,860	1,339,242	1,442,219	1,575,272	1,902,230
介護サービス	758,863	1,168,326	1,242,268	1,335,080	1,435,205	1,568,258	1,896,750
介護予防サービス	5,303	4,458	2,592	4,162	7,014	7,014	5,480
施設サービス	3,109,710	3,176,940	3,302,010	3,405,085	3,406,610	3,505,931	4,872,874
居宅介護(予防)支援	471,659	478,418	478,091	499,279	517,485	518,966	571,620
居宅介護支援	390,604	390,238	392,114	411,301	428,839	429,578	466,434
介護予防支援	81,055	88,180	85,977	87,978	88,646	89,388	105,186
合計	9,113,162	9,236,146	9,591,432	9,658,448	10,002,416	10,287,872	12,915,346
介護給付費・計	8,347,660	8,404,767	8,794,420	9,185,314	9,496,941	9,751,778	12,286,257
予防給付費・計	765,502	831,379	797,012	473,134	505,475	536,094	629,089

\*給付費は年間累計の金額

### (2) 保険料必要額の算定

特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料は、平成27年度から平成29年度までの給付額の伸びをもとに、計画期間中の給付額を推計しました。

地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業で構成されており、被保険者が要介護状態、または要支援状態となることを予防し、社会に参加しながら、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。平成30年度から平成32年度までの3年間の事業量見込

みを勘案して、事業項目ごとの事業見込額について、平成27年度から平成29年度までのサービス種別の利用者数や事業費実績、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインや地域支援事業費の算定方法に基づき推計しています。

〔単位：円〕

項目	第7期・見込み				見込み
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	平成37年度
標準給付費見込額	10,238,296,422	10,684,662,693	11,082,781,862	32,005,740,977	13,910,323,832
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	9,650,259,912	10,082,513,310	10,464,976,637	30,197,749,859	13,138,501,003
総給付費	9,658,448,000	10,002,416,000	10,287,872,000	29,948,736,000	12,915,346,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額	8,188,088	12,925,159	13,220,995	34,334,242	15,778,898
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	93,022,469	190,325,632	283,348,101	238,933,901
特定入所者介護サービス費等給付額	321,463,000	329,178,112	337,736,743	988,377,855	421,669,697
高額介護サービス費等給付額	224,513,210	229,901,527	235,878,966	690,293,703	291,629,145
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,756,000	32,518,144	33,363,616	97,637,760	45,138,387
算定対象審査支払手数料	10,304,300	10,551,600	10,825,900	31,681,800	13,385,600
地域支援事業費	900,932,120	945,823,546	984,871,363	2,831,627,029	1,160,955,976
介護予防・日常生活支援総合事業費	604,901,120	644,683,546	683,731,363	1,933,316,029	848,815,976
包括的支援事業・任意事業費	296,031,000	301,140,000	301,140,000	898,311,000	312,140,000
第1号被保険者負担分相当額	2,562,022,565	2,653,616,667	2,797,855,313	8,013,494,545	3,711,673,883
調整交付金相当額	542,159,877	566,467,312	588,325,661	1,696,952,850	737,956,990
調整交付金見込額	26,024,000	70,242,000	103,545,000	199,811,000	227,291,000
調整交付金見込交付割合	0.24%	0.62%	0.88%		1.54%
市町村特別給付等	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額				0	0
市町村相互財政安定化事業交付額				0	0
準備基金取崩額				184,000,000	478,000,000
保険料収納必要額				9,326,556,027	3,585,569,660
予定保険料収納率				97.00%	97.00%

### 3 第1号被保険者の介護保険料

#### (1) 保険料の算出

介護保険事業費総見込額（標準給付費合計の見込額と地域支援事業費合計の見込額）の23%に、国の調整交付金相当額（標準給付費見込額の5%）から実際の交付見込額を差し引いた分を加えて、3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補正した高齢者人口で割り、さらに12ヵ月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。

なお、第1号被保険者の負担割合の改正や、介護報酬改定、地域区分の見直し等による保険料増加を緩和するために、第6期計画までの介護給付費準備基金から取り崩すことにより、第7期（平成30～32年度）計画における第1号被保険者の1人当たり保険料基準額は月額4,500円、年額54,000円としました。

#### 「保険料基準月額の推移」

期・年度		基準月額
第1期	平成12～14年度	2,911円
第2期	平成15～17年度	2,911円
第3期	平成18～20年度	3,711円
第4期	平成21～23年度	3,850円
第5期	平成24～26年度	4,700円
第6期	平成27～29年度	4,700円
第7期	平成30～32年度	4,500円

- 第7期計画策定段階における平成37年度（第9期）の保険料基準額の推計  
月額約5,300円、年額約63,600円

## (2) 保険料段階設定の考え方

国では、第1号被保険者の保険料段階について、所得水準に応じてきめ細かな設定をおこなうため、標準の段階設定を、本人非課税層5段階、本人課税層4段階と、第6期同様9段階としています。

市では、国の標準による保険料段階設定に準じることを基本に、より被保険者の負担能力に応じた設定とするため、保険料の多段階化を継続し、第6期から引き続き10段階設定とします。また、第6期と同様に、公費負担による低所得者保険料負担軽減強化を目的として、第1段階の負担割合を0.5から0.05引き下げ、0.45とします。

### 「主な変更点」

#### ①保険料の段階判定

- ・第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得を計る指標として合計所得金額を用いていますが、この保険料段階の判定に、所得指標である合計所得金額等から、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いるよう変更します。
- ・第1号被保険者の保険料、第1段階から第5段階までの判定の基準となる「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」について、公的年金等に係る雑所得を控除する見直しをおこない、合計所得金額から、年金収入に係る所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる額）を控除した額を用いるよう変更します。

#### ②保険料の基準所得金額について

第7期における第1号被保険者の保険料の基準所得金額が変更されたことに伴い、次のとおり変更します。

- ・第7段階「合計所得金額120万円以上200万円未満」に変更
- ・第8段階「合計所得金額200万円以上300万円未満」に変更
- ・第9段階「合計所得金額300万円以上400万円未満」に変更

＜第6期と第7期の保険料段階・保険料率の比較＞

第6期 平成27年度～平成29年度（10段階設定）區の保険料の段階：9段階						第7期 平成30年度～平成32年度（10段階設定）區の保険料の段階：9段階							
所得段階	対象者	基準月額（円）	月額（円）	基準額に対する比率	年額保険料（円）	被保険者負担割合	所得段階	対象者	基準月額（円）	月額（円）	基準額に対する比率	年額保険料（円）	被保険者負担割合
第1段階	・生保保料を控えている ・本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 ・世帯課税世帯金の受給者  世帯課税 市民税 本人 非課税 本人 非課税 合計所得金額+課税年金収入額 世帯課税	4,700	2,115	0.45	25,400	14.1%	第1段階	・生保保料を控えている ・本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 ・世帯課税世帯金の受給者  世帯課税 市民税 本人 非課税 本人 非課税 合計所得金額+課税年金収入額 世帯課税	4,500	2,025	0.45	24,300	13.4%
第2段階			3,525	0.75	42,300	4.4%	第2段階			3,375	0.75	40,500	5.0%
第3段階			3,525	0.75	42,300	4.4%	第3段階			3,375	0.75	40,500	4.6%
第4段階			4,230	0.90	50,800	19.1%	第4段階			4,050	0.90	48,600	17.2%
第5段階			4,700	1.00	56,400	22.6%	第5段階			4,500	1.00	54,000	13.8%
第6段階	本人の前年中の合計所得金額 市民税 本人 課税 本人の前年中の合計所得金額 4,000万円以上 4,000万円以上	4,700	5,640	1.20	67,700	10.2%	第6段階	本人の前年中の合計所得金額 市民税 本人 課税 本人の前年中の合計所得金額 2,000万円以上 3,000万円以上 4,000万円以上	4,500	5,400	1.20	64,800	11.7%
第7段階			6,110	1.30	73,300	15.0%	第7段階			5,850	1.30	70,200	16.5%
第8段階			7,050	1.50	84,600	10.1%	第8段階			6,750	1.50	81,000	8.6%
第9段階			7,990	1.70	95,800	4.7%	第9段階			7,650	1.70	91,800	4.0%
第10段階			8,930	1.90	107,200	5.6%	第10段階			8,550	1.90	102,900	5.2%

◆被保険者負担割合については、平成29年4月1日の被保険者の所得情報をもとに算定したものです。

第7期では、令和2年10月1日現在、「介護保険料の所得課税率軽減率」とにより、第1段階の基準額に対する比率が次のとおり引き下げられます。これにより、第1段階の年額保険料は、上記の表内のとおりとなります。

第1段階	平成30年度～平成32年度の基準額に対する割合 0.50→0.45→0.44
------	---



# 資料編

## ●資料1 計画の根拠法令

### 「老人福祉法（抜粋）」

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第一百七十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 「介護保険法（抜粋）」

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
  - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
  - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
  - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
  - 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
  - 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 10 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## ●資料2 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市高齢者福祉・介護計画（以下「高齢者計画」という。）に基づく施策や事業の推進に当たり、効果的な運用を期するため、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会（以下「推進懇話会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者計画」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画をいう。

(所掌事務)

第3条 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) 介護保険法第115条の48の規定による支援体制に関する検討をすること。
- (9) その他高齢者計画に必要なこと。

(組織)

第4条 推進懇話会は、14人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる者の中から市長が委嘱する。
- 3 前項に規定する委員のうち公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者を公募するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、推進懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

2 推進懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室への配架及びインターネットの佐倉市ホームページへの掲載により公開する。

(検討会の開催)

第9条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高齢者福祉検討会 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画に関する事業の進捗管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(2) 介護保険検討会 介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進捗管理及び点検評価並びに調査研究に関すること(第4号に定める事項を除く。)

(3) 事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。

(4) 認知症対策検討会 介護保険法第117条第3項第6号に掲げる事項の検討に関すること。

2 前項第1号から第3号までに掲げる検討会の委員は、委員のうちから会長が選定する。

3 第1項第4号に掲げる検討会の委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 第5条の規定は検討会の任期について、第6条の規定は検討会の会長及び副会長について、第7条及び前条の規定は検討会の会議について準用する。

5 前項の規定にかかわらず、委員は、事業者選考検討会の会議において自己若しくはその親族又は自己と特に利害関係のある者に係る審議に加わることができない。

(委員謝礼金)

第10条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第2の額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金額を適用する。

(事務局)

第11条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日決裁 20佐高第596号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月15日決裁 25佐高第103号）

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則（平成27年9月1日決裁 27佐高第758号）

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年1月15日決裁 27佐高第1197号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表第1（第4条関係）

推進懇話会	分野	選出区分	定数14人
	医療	1 医師	1人
		2 歯科医師	1人
	福祉	3 社会福祉協議会	1人
		4 民生委員・児童委員	1人
		5 ボランティア団体	1人
		6 高齢者クラブ	1人
	介護	7 施設介護サービス事業者	1人
		8 在宅介護サービス事業者	1人
	市民	9 公募市民	5人
学識	10 学識経験者	1人	

## 別表第2（第10条関係）

区分		謝礼金の額
推進懇話会	会長	日額8,100円
	副会長	日額7,600円
	委員	日額7,600円

### ●資料3 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員名簿

(敬称略)

分野	選出区分		氏名	備考
医療	1	医師	岩淵 康雄	会長
	2	歯科医師	稗屋 尚生	
福祉	3	社会福祉協議会	深沢 孝志	副会長
	4	民生委員・児童委員	林 久雄	(平成28年11月まで)
			粟生 和明	(平成28年12月から)
	5	ボランティア団体	瀬尾 潔	(平成29年10月まで)
			住吉 アキ子	(平成29年11月から)
	6	高齢者クラブ	川崎 順子	
介護	7	施設介護サービス事業者	寺田 洋介	
	8	在宅介護サービス事業者	大野 哲義	
市民	9	公募市民	國本 幸栄	
			根本 弘子	
			村田 修造	
			松井 強	
			古島 弘	(平成29年4月まで)
学識	10	学識経験者	鈴木 雅之	

※委嘱期間：平成28年5月9日から平成31年3月31日まで

## 第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画

策定年月 平成30年（2018年）3月

企画・編集 佐倉市福祉部高齢者福祉課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

TEL：043-484-1111（代表）

FAX：043-486-2503

E-mail：koureishafukushi@city.sakura.lg.jp